

平成26年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年3月11日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年3月11日 午後1時00分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

議案第20号 可児市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

請願第1号 特定秘密保護法撤廃を求める請願書

協議事項

委員会質疑 敦賀原発事故避難者の受け入れ想定について

報告事項1 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

報告事項2 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

報告事項3 駅前公共用地の機能配置等の方針について

報告事項4 子育て政策の立案について

報告事項5 地方税法等の一部を改正する法律案の概要について

その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	山田喜弘	副委員長	板津博之
委員	伊藤健二	委員	小川富貴
委員	中村悟	委員	酒井正司
委員	伊藤壽		

6. 欠席委員 なし

7. 欠員 (1名)

8. 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	加納正佳	総務部長	古山隆行
議会事務局長	高木伸二	会計管理者	平田稔

企画経済部参事 庄 加 淳 夫
子育て政策室長 高 井 美 樹
秘書課長 前 田 伸 寿
税務課長 林 良 治

総合政策課長 牛 江 宏
総務部次長 吉 田 隆 司
防災安全課長 細 野 雅 央
議会総務課長 松 倉 良 典

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 村 田 陽 子

議会事務局書記 熊 澤 秀 彦

○委員長（山田喜弘君） 委員の皆さんおそろいですので、ただいまから総務企画委員会を開催いたします。

傍聴される方がお見えになりますので、お知らせいたします。

議会基本条例第12条に規定する自由討議を希望される場合は、その都度委員長に動議を行ってください。賛同される委員がいらっしゃれば、自由討議を行います。

なお、委員長が必要と認めた場合も自由討議を行いますので、よろしくお願いいたします。
これより議事に入ります。

議案第20号 可児市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（古山隆行君） それでは、資料番号1番の議案書の11ページをお願いいたします。

これは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行によりまして地方公務員法が改正になっております。その高齢者部分休業の承認に係る規定につきまして、条例を一部改正するものでございます。

内容的には従前と同じということですが、もう少し詳しく担当の秘書課長のほうから御説明いたします。

○秘書課長（前田伸寿君） それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

可児市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例ということでございます。

今、部長が申しあげましたとおり、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の成立に伴って地方公務員法が改正をされております。ここの改正前の第3条、法第26条第3号第1項の条例に定める期間は5年とするという内容を、地方公務員法の改正に伴いまして、年齢は55歳とするという改正内容でございます。これにつきましては、改正に伴って、修学部分休業及び高齢者部分休業の期間の上限が法律上廃止されて、上限設定を条例委任されたということで一部改正するものでございまして、従前は定年退職までの5年という期間を年齢として55歳ということで改正をするものでございます。

施行につきましては、平成26年4月1日からでございます。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第20号 可児市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決します。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第20号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（古山隆行君） それでは、先ほどの資料番号1番の議案書の12ページをお願いいたします。

非常勤特別職職員であります消防団員の報酬と費用弁償の見直しを行いまして、処遇改善を行うものでございます。班長と団員の報酬額を引き上げ、費用弁償につきましては、火災や水害等の場合と教養訓練等の場合を分けまして設定をいたします。

そのほか、著しい心身に負担を与えるような災害の場合には、特別の出動ということで、新たに5,000円という費用弁償を設けるというものでございます。

もう少し詳しく、担当の防災安全課長のほうから説明をいたします。よろしく申し上げます。

○防災安全課長（細野雅央君） それでは、説明をさせていただきます。

本件の条例改正案につきましては、さきの2月3日に行われました総務企画委員会において事前に説明をさせていただいたところでございます。

今回の正式な条例改正案につきましてもおおむね同じでございますけれども、委員会付託議案として、再度改めて説明をさせていただきます。

今回の改正の理由でございますが、まず消防団員の報酬でございます。

階級ごとの報酬のバランスを考慮したものでございます。以前にもお話ししたかと思えますけれども、団長から部長までの階級につきましては、監督者としての業務、会議、あるいは対外的な交渉などが活動の中心であるというのが実態でございます。したがって、おおむね活動内容に応じた報酬額ではないかと思料されるところでございます。

一方、班長・団員につきましては、現場で実際に汗を流し、実働部隊としての活動が中心でございます。活動内容を考慮しますと、部長の報酬額との差が大きく、全体のバランスからしても低額ではないか思料されるところでございます。したがって、消防団員の階級ごとの報酬単価のバランスを考慮することが改正の理由でございます。

次に費用弁償、いわゆる出動手当でございますが、これまで1,500円という一律であった額を、出動の内容に応じたバランスを考慮するということが改正の理由でございます。

改正の内容でございますけれども、まず消防団員の報酬でございます。

班長の報酬額を年額3万5,000円から年額3万8,000円に、それから団員の報酬額を年額3

万円から3万7,000円にそれぞれ引き上げるというものでございます。

費用弁償に関する改正につきましては、消防団の出動のうち、火災や水害などの、いわゆる災害時の出動につきましてはリスクを勘案いたしまして、現行の1,500円から1,800円に引き上げます。

また、今部長が言いましたように、災害時の出動のうち、特に著しい心身の負担があると市長が認めた場合は特定災害という、この場合は5,000円を支給するというものでございます。この特定災害にて出動する場合といたしまして今想定しておりますのは、劣悪な任務、例えば災害や事故によりまして多数の死者が出た場合における遺体の捜索、収容、洗体、いわゆる遺体を洗うですね、それから搬送。それから原子力発電所事故が発生した場合において、放射線量が高いエリアで作業をする場合。それから災害対応が長期にわたる場合の出動、主に1カ月を超えるような出動というのを考えているところでございます。

また、支給の根拠となります出動時間数につきましては、これまで特に規定がございませんでしたので、支給の基準となる1回当たりの出動時間数を8時間と規定するものでございます。この8時間という時間は、社会通念上、1日当たりの労働時間という考え方に基づいたものでございます。

こういった改正内容を議案書12ページ、13ページで説明いたしますと、第2条におきまして、報酬の額を別表において、今まで別表は1つでしたけれども、この別表で規定をするという内容になっておりますけれども、費用弁償に係る部分につきましては支給基準を細分化したということで、その分だけ新たな別表を規定するというにしましたので、従来の別表を別表1と改めるものです。

第4条におきましては、従来の別表を別表1と改めるとともに、新たな項を起こしまして、団員が出動した際の費用弁償の支給基準を別表2で規定するとしたものでございます。また、新たな項、第2項を起こしたことによりまして、項ずれが生じたことによる修正が第3項にございます。

別表につきましては、従来の別表を別表1と改めますとともに、消防団員のうち、班長と団員の報酬の額を改める。それから、新たに別表2として、消防団員の費用弁償の支給基準を規定するとともに、備考として支給の基準となる1回当たりの出動時間数を8時間というふうに規定したものでございます。

この8時間という規定でございますが、8時間を超えて出動した場合、8時間ごとに出動が1回として計算をして、残りの時間に8時間未満の端数が生じた場合は8時間とみなして計算するというものでございます。ただし、その端数が1時間未満の場合は、カウントはしないという規定です。例えば12時間連続で出動した場合ですと、8時間プラス4時間ということですので、4時間分が端数というふうになります。この分を8時間とみなして2回出動したということにするものでございます。例えば出動時間が8時間50分の場合ですと、8時間プラス50分ということになりまして、50分分につきましては1時間未満の端数となりますので、この場合はカウントされずに1回分の出動ということになります。

改正案の施行は、平成26年4月1日からいたします。

費用弁償に関しましては、平成26年4月1日以降に支給すべき事案が生じた場合から適用し、平成26年3月31日までに支給すべき事案につきましては、従前の例によると規定したものでございます。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより議案第21号に対する質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 提案いただいた内容とその説明については、基本的に了解できております。その上で、総務部長のほうにお尋ねするのが適切かと思いますが、可児市で費用弁償という対応をする場合に、費用弁償については、今回の場合もそうですが、固定額で表示されています。報酬及び費用弁償については、それぞれの対応する仕事の中身によって違うわけですが、一般論としてですが、この固定額で表示するという考え方について、可児市は今後もこういう考え方でいくかどうか。実費、費用を精算するという概念が費用の弁償の中にはあるわけですが、そうした考え方を今とっておきませんが、この点についてどのようにお考えか。質問の趣旨は御理解いただけましたでしょうか。その点についてお願いしたいと思います。

なお、ここの議案にある水害その他が1,800円、その他の5,000円と1,500円については、その額のあれのうちの説明が今ありましたので、必要ありません。一般論としての考え方についてお尋ねします。

○総務部長（古山隆行君） この費用弁償につきましては、実態的には私たちの理解としては、出勤の手当というふうに理解したほうが実態に合っているというふうに思います。

他市町村も全て定額で、それぞれ額は違いますけれども、手当という形で通常呼んでおりますし、お支払いをしておりますので、例えば通勤距離ですとか、まさかバスで来るとか、鉄道を利用して通勤するということはないわけですので、これは実態的に出勤手当という理解で定額支給をしておると。今後もそのようにしていきたいと。他市も同様であるというふうで考えております。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありますか。

○委員（小川富貴君） お尋ねさせてください。

5,000円のところです。特定災害のところの御説明の中で、原子力災害が入りました。その中で、数値が高いときというような設定があるようですが、基本的に1年1ミリシーベルトというのが法律で決められているところです。ですから、特別数値が高いところで作業するというのは、要するに原子力業務に携わる人の数字がまたありますよね。それに基準するところに近いものなのか、一体どのくらい、風向きによっては可児市の場合は20ミリシーベルトぐらいのひよっとしたら汚染があるんじゃないかというような想定が出たようですけども、ある程度の数字があるんですか。それともその場の判断ですか。

○防災安全課長（細野雅央君） 今回、いわゆる原子力災害で想定しております場合の出勤ですけれども、今考えておるのは、いわゆる放射線の年間の実効線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある場合、ここはいわゆる居住制限区域というふうになりますので、もしモニ

タリングなんかをして、そういう数値が出る、あるいは出そうな場合には、当然避難をしなければなりません。そういったときに、消防団が誘導するとか、最終的に全員ちゃんと避難しておるかどうかということを確認することもあるかもしれませんので、そういったときの対応として、この5,000円という制度を設けたというところでございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第21号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決をします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第21号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号 特定秘密保護法撤廃を求める請願書を議題といたします。

では、事務局に請願の朗読をさせます。

○議会事務局書記（熊澤秀彦君） では、請願の朗読をさせていただきます。

特定秘密保護法撤廃を求める請願書。

請願者、新日本婦人の会可児支部支部長 小林宏子。住所、可児市大森2473。紹介議員、伊藤健二議員、富田牧子議員でございます。

請願趣旨でございます。

日ごろから市民の命と暮らし・平和を守るため御奮闘されていることに敬意を表します。

新日本婦人の会は、1962年の創立以来、「憲法改悪軍国主義復活に反対」を掲げ、「子供たちの未来に平和な日本を！」と運動をしています。

しかし、昨年12月6日深夜、特定秘密保護法案が衆議院で強行採決されましたが、この法は憲法で保障された「国民の知る権利や言論の自由」を侵害するおそれがあります。

マスコミ調査でも反対意見が5割を超え、弁護士会、多くのマスコミ、著名人など広範な国民が反対しています。

可決強行後の共同通信社が行った全国世論調査でも、同法の廃止、修正を求める声が82%となっており、70%の方々が同法に不安を感じていることでも明らかなように、民意に背いた法律と言わざるを得ません。

また、同本案が可決後、多くの地方議会が反対及び慎重審議を求める意見書を可決しています。

同法は秘密規定が曖昧で、接した情報が特定秘密か否かも認識できない中で、公務員のみ

ならず、報道関係者、さらには一般国民までもが情報の漏えいということで知らぬ間に処罰の対象とされる危険性をはらんでいます。

憲法の柱である「国民主権、基本的人権、平和主義」にことごとく背く特定秘密保護法は、その内容からも、また決め方にしても、民主主義と相入れるものではありません。

地方自治法第99条の規定に基づき、以下のとおり国、関係機関に意見書を提出されるようお願いします。

請願項目1. 特定秘密保護法の廃止を求める意見書を政府に送付すること。

以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） それでは、紹介議員の伊藤健二委員がおられますので、補足すべきことがあれば簡潔に御説明ください。

○委員（伊藤健二君） 基本的なことは、この請願に書いてあります。その上で、補足といたしますか、一部は繰り返しになりますが、ポイントになる内容について補足をさせていただきます。

この秘密保護法という法律の何が問題なのかということではありますが、私はまず最初に言いたいのは、これが日本の最高法規である日本国憲法の基本内容と矛盾するところが大変多いという点です。つまり、憲法の国民主権、それから人権尊重、それから戦争政策には与しないという非戦という問題等について、やはり極めて危うい法律となっているということがあります。

そうした点で違憲立法だというふうに言わざるを得ず、既に、ちょっと名前を失念しましたが、弁護士等がこの法律は違憲であるということで、その確認を求める裁判を提訴に至っているということも報道されております。

どういう点が問題かについて、簡単に言います。

第1の問題は、特定秘密というわけではありますが、政府の勝手な判断でどこまでも際限なく広がっていくという点であります。防衛とか、外交とか、特定有害活動の防止とか、テロの防止等にかかわるということで、4つの分野に、合わせて二十数項目が特定秘密とされておりますが、そうしたものに関する情報、あるいはどこまでも情報の対象が広がるという点、それは行政機関の長が決めるという仕組みになっておりますから、およそ限界がありません。行政機関にとって不都合なことは全て秘密にされてしまうおそれが多大であるという点であります。

そうした点で、原子力発電であるとか、あるいは今大きな国際課題になっておりますTPPのあり方だとか、そうした内容についても取り締まりの対象にされてしまう危険があります。そうした点では、戦前の暗黒時代へのさかのぼりにさせてはいけなわけであって、戦後の現代の昭和憲法、今の日本国憲法にきちっと準拠するということが基本的に大事ではないかと思うわけです。

2つ目は、特定秘密というけれども、何が秘密にされるのか、それ自体が国民にはわからないということです。それ自体、例えば自分が疑いをかけられて捕まったと仮定しますと、

それについては何が、あなたが犯した罪だというのが特定されないということです。そういう点について、やはり刑法の立場から見ても問題が出ます。何が秘密か、それ自体がわからない、特定されないということです。

3つ目は、逮捕された場合に、国民にはまともに裁判を受ける権利さえ奪われてしまうという問題があります。裁判で罪となる事実を明らかにしようとしても、その事実そのものが特定秘密で、裁判所に対しても秘密にされます。これでは自分がどういう罪で逮捕されたのかということがわかりません。弁護士にだって弁護のしようがないというわけであります。つまり、法律で保障された弁護士による弁護を受ける権利が、人権としての部分が作動しません。こんな暗黒裁判で、最高刑が懲役10年などといって脅かされるわけであります。

政府がこれを出すときに、有識者会議ということで報告していますが、極めて公務員や民間人を厳刑で威嚇するような文言が当初から組み込まれております。こういうのは刑法の精神で、犯した罪に対していかなる刑が適切なのかというふうで成り立つはずですが、そうではなく、まさに脅しの文句で、威嚇でつくった法律、そういう内容になっているということを法務省が問題ありということで反対をしました。しかし、有識者会議は、秘密を取り扱う者に緊張感を与えることを罰則の目的の一つに加える形で、結局押し通したということも最近明らかになっております。

そうした点を考えますと、まさに法治国家としての法の体系にも問題を残したまま強行して決めてしまった法律、これが特定秘密保護法と言わざるを得ません。

そうした点で、日本国憲法は平和主義、そして国民主権、基本的人権を明らかにしています。国民の知る権利、そして戦争は二度と起こさせない、こういう国民の戦後の出発、立脚点に対し、何らそういう国民の権利が実施できないという極めて厳しい事態になるということでありまして、国民の知る権利が保障されないような法律というのは、まさに違憲立法であります。そうした点からも、ぜひこの法律は廃止されるべきだと思います。

昨年の暮れに告示されましたので、1年後、ことしの年末までには実施ということになるわけであります。施行されるということになるわけでありますが、それをやめさせるということは、日本の国民の歴史にとって極めて大きな意義を持つと思いますので、ぜひ本議会からも、特定秘密保護法については廃止をしてくださいという市議会での意見書をお出しいただくように重ねて提案、お願いをするものであります。よろしくお願いたします。

○委員長（山田喜弘君） ただいまの伊藤健二委員の説明に対する質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

では、質疑を終了します。

自由討議を希望される場合は、委員長に自由討議を求めてください。賛同される委員があれば、自由討議を行います。なければ討論を行います。

○委員（小川富貴君） 自由討議を求めます。

〔「賛同します」の声あり〕

○委員長（山田喜弘君） 賛同される委員がありますので、自由討議を行います。

○委員（小川富貴君） 伊藤委員には質問という形ではないのですが、私もこれについて、特に原子力発電所関係が特定秘密保護法の範疇に入るということを聞いているわけです。現実的に、核がなくてもミサイルを撃ち込まれるだけで核爆発を起こすわけですから、もとより国に原子力発電所があるということは、防災上でも大きな問題であるということは前提としてあるわけですが、例えば原子力発電所事故が今回あったときに、私すぐ行って自分でチラシを書いて配ったわけですが、あのときまだ周知されていなかったわけです、国がほとんど隠し込んでいましたから。ほとんど害がないだとか、影響しないという言葉。

でも、そのときにSPEEDIは動いていませんでしたけれども、各国のSPEEDIはインターネットに載って流れていたわけです。そういうものをインターネットで知って、チラシに書いて配る。配りながら、私どこかでどきどきしていたんです。どこかで何か違法行為になるんじゃないか。誰もそれは認めてくれていませんでしたからね、国全体がきずな、きずなという言葉で埋め尽くされて。ああいうときに、それがどこかで法律に知らないうちに抵触する行為になるんじゃないかというのが、やっぱりあのとき私がどきどきしながらチラシを配った思いがダブるんですね。

もしこういうことがあるとすれば、やっぱりもったきちっと、法律が必要な時期に入っているのかもしれないという一方の意見というのも私もわかるんです。戦争を全くしない、手首を縛ったような状況で、どんどん圧迫をかけてくる国とどういふふうに対峙していくんだという、一方の立場というのも非常に理解できる場所ですけど、それでももう少し丁寧な議論があって、憲法との抵触しない点等も、国民に理解ができるような形での議論をもう少しきちんとすべきであったろうというふうに思います。

そういう意味で、やはり議論の場をもう少しきちんとやり直すという意味で、これは考えなきゃいけない法律ではないかなというふうに思うんですけど、皆さんはいかがでしょう。

○委員長（山田喜弘君） 御意見ある方ありますか。

○委員（伊藤健二君） 自由討議なので、ちょっと発言をさせていただきたいと思います。

今も原子力発電所事故の問題にかかわって体験的な御発言があって、本当にそのとおりだと私も思いました。

放射能汚染水は、地下水と放射能の問題が重なって広がって、400トンとか300トンとかいう途方もない量で流れ込んでいて、それを一方で処理しつつも、処理済みの低濃度の汚染水はタンクが満杯になって、このタンクからまたこぼれ落ちてというとんでもない事態が続いていて、最近の国会でも、きのうもおとといもやっておられました。国会の審議は審議としてしっかりやってもらおうとしても、ともあれ現地で汚染水問題は拡散をしている、ちっとも終わっていないわけですね。そういうことを、だめじゃないかといって首相官邸前でデモ行進をやっていたら、原子力発電をやめろとか、原子力発電をなくせとかいうデモも、あいつらはテロ行為だといって叫んだ与党幹事長がおられます。要するに、政府の説明に抵抗して、どうも政府の気に入らないことを叫ぶ連中は、一体あいつら何だという扱いで取り扱おうとする自由民主党の石破幹事長の発言がありました。デモ行進をテロとなじったやり方について

ては、後に訂正されましたので、それ自体は表面上取り消しになりましたけれども、そのときにしゃべった一連の文言は、明らかに現行の政府政策にノーと掲げる世論については、何らか取り締まれという発想でした。まさにそこにあらわれていると僕は思うんです。

だから、言論は原則自由なんで、話したことは話した人が責任を持って対応すべきであって、国民に対して。特に政治家であれば、憲法をきちっと守って、そのもとで言動に責任を持つという立場が必要かと思います。政治家ですので、憲法の意見と違う考え方を持つことはあり得ます。あり得るけれども、それは政治家としての責任で対処すればいいわけであって、その辺は今後も大きな議論になろうかと思いますが、いずれにしても何が秘密かがわからないということでは、逮捕されても逮捕された理由、罪状がわからない、確定しない。弁護しようにも弁護士が対応できない。裁判所も、判決を出すにも何が秘密なのかが特定されていないわけですから、事案の対象、目的がはっきりしていないわけですね。そういう点では裁判にならないということでもあります。まさに文字どおりの暗黒裁判ということにせざるを得なくて、日本の法治体系に巨大な欠陥、穴をあけることになると思います。

いろんな意味でこの問題は、原子力発電問題一つとして、その情報をどうするという問題についても問題があるわけでありまして、まして、日本には御存じのように、沖縄を初めとして外国の軍隊がこの発達した資本主義の国でいまだに国土面積の何%という途方もない面積を占めている現実があります。そうした国際の軍事同盟の関係がもろに国内に存在するわけで、そこで写真を撮ろうとかどうとかいう話になれば、それは国防だ、外交だ何だという問題が目の前であり得るわけでありまして、日本の国においてはこの特定秘密保護法がこのまま施行され、国民を縛ることになれば、まさに自分の家族の写真をぱちっと撮った、その写真がたまたま後ろにアメリカの最新鋭軍艦でも置いてあれば、大変な話になるということになりかねない。まさにかつて国民が一度経験をした、軍事が支配する社会ということになりかねない、そうした懸念まであるんじゃないかと思います。

取り越し苦労だといって書いた新聞がございました。しかし、それは決して取り越し苦労ではなくて、現在の憲法及び法の体系に完全に恣意的な、主観的な支配を持ち込もうとしている、そういう法律だということをぜひ御理解いただいて、これはやっぱり廃止すべきものだという声に御理解をいただきたいということでもあります。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ自由討議を終了します。

それでは、討論を行います。

反対の討論をされる方はありますか。

○委員（伊藤 壽君） 特定秘密保護法撤廃を求める請願ということで、特定秘密保護法の廃止を求める意見書を政府に送付するという請願項目に対して、反対の立場から申し上げます。

特定秘密につきましては、法律で求めておりますように、防衛、外交、特定の有害活動の防止、テロ活動の防止と、この4分野であるかと思っております。したがって、この中には国にと

って大変重要な情報もあると思います。ただ、この点に関して、報道等では不安も感じているといったような報道もされております。

このところ、国会のほうでは秘密監視機関についての議論がされているようです。しかし、こうした不安を解消するために、国会の場で十分審議を尽くして、議論を尽くしていただきたいと。そして、国民に説明責任を十分果たしていただきたいと。そうしたことによって理解を得て、これを施行されるようにしていただきたいとは思いますが、既に法律が成立しておりまして、これに沿って十分議論を進めていただきたいというふうに思います。

そして、基本的には保護すべき情報は厳密に管理していただき、それ以外の情報につきましては、基本的には全て開示するということを望みたいと思います。

したがいまして、この意見書について、特定秘密保護法の廃止を求めるということにつきましては反対をいたします。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

○委員（伊藤健二君） 採択をされるよう、賛成の立場で討論をいたします。

補足説明でも提起しましたが、憲法違反の特定秘密保護法となっています。これは廃止するしか解決する方法がありません。問題とした点は、既に3点にわたって論及しましたので繰り返しません。国民の多数が、強行採決された後も、やはりその夜も、そして年がかわって2014年に入ってからさまざまな人が、ここに、請願趣旨に述べられておりますとおり、まさに多くの方の民意として適切な法律ではない、廃止すべきだということを主張しておられ、またこれを受けた地方議会でも、たしか100を超えていたかとは思いますが、慎重な取り扱いをするよう求める点を含めまして、意見書を可決をしています。

反対の討論の中に、情報開示を求めていくんだけれども、国民の理解を得てやれ、あるいは監視委員会が第三者的にできるかのごとくつくられるであろうから、そういうところで厳密にやればよろしいという御発言がありましたけれども、これを選定し、任命していくのも実は首相、日本の最高権力者であります。何を秘密にするかという秘密の特定をするのも内閣の長、いわゆる内閣総理大臣であり、そして運営上の取り締まりに対応するのも首相であります。自分で決めて自分で点検をして、基本的には4分野についてしっかりと秘密を保持せよというわけでありまして、これは何の歯どめにもなりません。まさに首相が暴走すれば、もう誰もとめることができない、こういう事態になるということでもあります。

そしてもう1つ、現在の4分野、外交や軍事等の問題についての秘密の保持については、十分・不十分の議論はあろうかと思いますが、今ある法律、現行の国家公務員法、地方公務員法、その他必要な法律で対処してきたし、対処できるわけでありまして、問題なのは、その運用の仕方でありまして、新たな、皆目中身の特定されない不自然な法律を無理やりつくって、それに歯どめをかける方法もなくというやり方については、全く適切ではないということを重ねて指摘をして、ぜひこの請願を採択してくださるよう討論を行いました。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

○委員（酒井正司君） 私は、請願に対しては結果的に反対の立場で討論いたします。

結果と申しますのは、まず法の趣旨は間違いない。ただ、運用において、ある意味拡大解釈ができたり、不透明な部分ができたり、あるいはいろんな権利侵害が生じるおそれがあると。この請願にも書いてありますように、国民の知る権利や言論の自由を侵害するおそれがあると、断定的な表現ではないように、私も慎重な運用を望む者であります。

まず、この特定秘密保護法の趣旨は、国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿を要するものの保護に関して、必要事項を定めて国と国民の安全を確保する目的の法律とうたっています。すなわち法の対象としては、外交、防衛、スパイ、テロに厳しく限定をします。当然運用上においても、拡大解釈の懸念が一掃されなければならないと思います。それに向けて、政府は情報保護監視準備委員会を発足させて、国民の不安に応えようとしております。

さらには情報保全諮問会議、これは法の適用運用のために、秘密指定の統一基準づくりを進めております。私はあわせて、できれば行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正も早急に着手すべきだという意見であります。

最近の国際情勢を見ますと、中国や韓国との領土問題、あるいは東西冷戦が再来するのではないかというような懸念が生じておりますし、アメリカ国内を見れば、シェールガスが大量に出るようになりまして、エネルギー問題が解決すれば、中東等への米軍の派遣なども恐らく縮小されて、日本が今頼りとしているアメリカへの安全のただ乗りには限界があろうと。変動する国際情勢に対応した新たな行動を起こさなければならないと考えます。

将来にわたり、国民の安全を担保する方策を今考える時期に来ているのではないかと。それには国際標準の機密漏えい防止システムを独立した国としてしっかり確立して、国際社会で信頼関係を構築する条件として、この法律が必要であろうと思います。

知る権利の制限が無制限に行われるのではないかというような新聞等々の報道も見られますけれども、大手新聞、名前を上げれば読売と産経新聞などが上げられるかと思いますが、これらを除いては、ほぼ法に反対であるという意見であります。

ただ、しっかりと注目しなければならないのは、ネット世論は逆でございます。顕著な例を一つ申し上げますと、朝日新聞がウェブ上で行ったアンケートでは、最初は反対が優勢でございましたけれども、最終的には法に賛成する数が反対の倍以上という結果に終わっております。

日本には三権分立制度があります。最終的に必要な秘密か否かは裁判所がチェックすることになります。ただ、これを政府が拒否できますが、その理由を裁判所へ説明する義務が課せられておりますので、これは大きな担保であると思います。

言論を統制して戦争へと進む危険性があるのではないかというような一部の懸念もございましてけれども、戦争の悲惨さは国民一人一人が強く十分に認識しており、その空気を見逃すほど日本人はおろかではないと信じております。

平和は座して無償で転がってはまいりません。今享受している平和を維持し、次世代の安全を確保するために、今この法をつくって行動を起こすべきだと思っております。

以上で反対討論といたします。

○委員（小川富貴君） 私は2つの点において、この請願書への賛成の討論をさせていただきます。

まず第1点目は、不備というところです。今酒井委員からも御紹介をいただきましたように、アメリカなんかですと、こういう秘密にしたものは、例えばケネディの問題でもそうなんですけど、何十年後かに必ず公開するというのがつけられているんですけど、この法律にはそれが全く明記されていません。何が秘密だって、どういうことがその中で起こって、その結果どうなったのか、必ず検証が、どんなことでも公がするものに対しては、責任を取るという意味でこういったことが明記されなければならないんですけど、これについては明記されていません。それが1点目です。

2点目は、決まるのが早急過ぎた。各野党が非常に問題を言ったんですけど、突然ばたばたと決まってしまったというような法案であったということ強く感じております。伊藤委員が反対討論の中でもおっしゃいましたように、今後運用に当たってきちんと議論をしていけばいいというふうに、議論を尽くしていかなければいけないというふうにおっしゃったんですけど、それは法を決める前に、こういった不備の問題も含めて、きちんと議論をすべきものではなかったらうかと思えます。

私は不必要な法だとは思っていないんです、決して。本当に必要な法であれば、もっときちんと手続をとった議論が必要であったと思います。という意味で、私は今回、この撤廃を求める請願に賛成いたします。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより請願第1号 特定秘密保護法撤廃を求める請願書についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。請願第1号を採択する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第1号については不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

それではお諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにします。

以降の議事については、担当の部長、課長のみで行いますので、順次、担当以外の部長、課長は御退席いただいて結構です。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後1時48分

○委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

委員会質疑についてを議題とします。

伊藤健二委員から、資料番号1のとおり質疑が提出されておりますので、質問と回答をしていただくようお願いします。

では、伊藤健二委員に質問趣旨の説明を求めます。

○委員（伊藤健二君） お手元の資料によりまして、質問いたします。

質疑事項は、1つ、敦賀発電所事故避難者の受け入れ想定についてということで、新聞報道によれば、県は1月28日に、敦賀の原子力発電所施設で事故が発生した場合の住民避難方針案を明らかにしました。それによると、可児市では外部被曝線量が20ミリシーベルト未満と比較的低いと想定される県内23市町村の1つであり、避難民を200名受け入れる案となっています。

この点につきまして、1つは、市として被曝線量の県の想定について、どのように受けとめて対処しておられるのか。2つ目は、避難民の受け入れを200名とした根拠、流れについて、どのように算出されたものであるか。3点目は、避難者を受け入れる収容可能避難所について、どこにどれだけの規模で受け入れるつもりであるのか。また、その準備状況等はどうかになっているのかについて、御説明をお願いいたします。

○委員長（山田喜弘君） 執行部の回答を求めます。

○防災安全課長（細野雅央君） それでは、お答えいたします。

まず、資料番号1-2に新聞のコピーがついてございます。この新聞のコピーの左のほう、避難受け入れ人数を見ますと、可児市は200人ですけれども、お隣の美濃加茂市は3,800人、あるいは中段よりちょっと下の御嵩町は2,400人ということで、これだけ見ますと何で可児市が200人なのかという疑問をお持ちではないかと思えます。ちょっとこの新聞の書き方が紙面の関係上、はしょっておりますもんですから、ちょっと誤解を招くのではないかと思います。この可児市の200人というのは、旧兼山町の部分だけでございます。したがって、順次、ちょっと長くなるかもしれませんが、この200人に至った経緯であるとか、じゃあどこに200人を受け入れるのかという説明のほうをさせていただきます。

今回、岐阜県が発表いたしました原子力災害に係る岐阜県広域避難計画案というのは、昨年策定いたしました岐阜県地域防災計画の原子力災害対策計画に基づいたものでございます。

県は、関係市町村が行う避難計画の策定について支援を行うことが定めてございます。この避難計画というのは、いわゆる原子力災害の避難計画ということでございます。この避難計画の策定に当たりましては、平成24年9月に県が行いました放射性物質拡散シミュレーション結果がベースとなっているものでございます。

県の原子力災害対策計画におきまして、市町村の避難計画の策定については、3つの段階に分けてございます。

まず、県内のUPZのエリア、これは揖斐川町の一部、坂内川上地区と藤橋地域の一部で
ございます。ここにつきましては、平成24年度に揖斐川町が避難計画を策定し、避難先は揖
斐川町中央公民館としたところでございます。

次に、岐阜県の対策強化地域のうち、年間実効線量が100ミリシーベルト以上の可能性が
示された地域、これは大垣市のうち旧大垣市、それから関ヶ原町、それから揖斐川町のうち
旧藤橋村と旧坂内村でございます。この3地区におきまして、放射線量が避難しなければなら
ない判断基準にした場合に避難を要する場合、3市町は、この市町村のエリアを越えて避
難をすることになります。この3市町におきましては、おおむね平成25年度内をめどに避難
計画を策定する予定になっております。今回、岐阜県が発表したこの避難方針案に係る部分
は、この3市町の避難計画を策定するに当たっての、いわゆる一つの参考資料、指針みたい
なものでございます。

今言いました大垣市のうち旧大垣市、関ヶ原町、それから揖斐川町のうちの旧藤橋村と旧
坂内村の3市町が避難計画を策定する際における避難先は、県内を前提に考えられておりま
す。県が行った放射性物質拡散シミュレーション結果におきまして、年間の実効線量が20ミ
リシーベルト以上の可能性がないと示された地域を避難先とするというものでございます。
この場合の地域、いわゆる市町村は、合併前の旧市町村単位でやるということでございま
す。可児市におきましては、シミュレーションで年間実効線量が20ミリシーベルト以上の可能性
があるということで対策強化地域に指定されておりますけれども、可児市全域において年間
実効線量が20ミリシーベルト以上の可能性があるわけではございません。旧市町村単位でし
ますと、旧兼山町の例は、年間実効線量が20ミリシーベルト以上の可能性がない地域とい
うふうになっております。したがって、大垣市を初めとした3市町の避難者の一部受け入れ先
は旧兼山町ということになります。

御質問にありました線量想定につきましては、年間実効線量が20ミリシーベルト以上の可
能性のない地域ということになります。

次に、3市町が行う避難計画の策定につきまして、今般、県が考え方とか基準を示したと
ころでございます。それによって作業が進められたということでございます。これは、可児
市だけではなく、避難を受け入れる関係市町が全て県の考え方に沿って作業を行ったとい
うことでございます。したがって、この2番目と3番目の御質問につきましては、作業の
プロセスでお答えをしたいと思います。

まず、県が行いました放射性物質の拡散シミュレーションによって、100ミリシーベルト
以上の可能性が示された3市町の人口を想定して、約10万人というふうに想定をされました。
この10万人を受け入れる市町村として、20ミリシーベルト以上の可能性がない地域の市町村、
旧市町村単位ですけれども、それぞれの旧市町村単位におけるその市町村の指定避難所、通
常は地域防災計画で定められております指定避難所を県がピックアップいたしまして、避難
者を受け入れる側の各市町村において、この指定避難所における原子力災害の際の避難の受
け入れの可否、それぞれの指定避難所ごとですけれども、その可否を検討すると。受け入れ

が可能な指定避難所の面積から収容される人員を算出し、避難者である約10万人を避難先の指定避難所における収容人数に応じて、旧市町村単位で割り振ったということで、報道記事はその数字が示されているということでございます。可児市におきましては、旧兼山町が対象となっておりますので、旧兼山町にある指定避難所を検討し、いわゆる施設管理者と協議をした結果、兼山公民館と兼山小学校と老人福祉センターやすらぎ館を受け入れ可能な施設として判断をいたしました。

次に、収容人数の算出でございますが、原子力災害における避難というのは長期化が予測されるということで、避難者1人当たりの占有面積を3.3平米として、居住可能面積から算出をいたしました。この基準でいきますと、兼山地区における3カ所の避難所の収容人数は358人というふうになりました。

このような方法で全県の避難受け入れ先の収容人数を算出した結果が19万3,034人というふうになりました。約20万人ということです。想定される10万人の受け入れを、各市町村における収容人数を勘案して、可児市の旧兼山町でのエリアにつきましては200人が受け入れ可能ですよという結果になったもので、これが新聞報道に載った数字ということでございます。

先ほど言いましたように、この旧市町村単位での事例というのはほかの市でも見受けられます。例えば多治見市ですと、旧笠原町が避難先になっております。それから郡上市は、旧白鳥町と旧高鷲村のエリアが避難者の受け入れのエリアという事例もございます。

県のほうからは、原子力災害の場合における避難先における市町村や避難所において、特別な取り組みを行う必要は今のところありませんよという連絡を受けているところでございますが、今後、県が策定する原子力災害に係る、いわゆる県の広域避難計画であるとか、原子力災害に伴う初動期の避難者受け入れ業務マニュアルのようなものが策定されてまいりと思いますので、そのマニュアル等ができた段階で何か対応することがあれば対応するということになると考えております。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） 他に発言、今の説明でお聞きしたいことがあれば。

○委員（伊藤健二君） 書いてある質問はこのとおりですが、これにかかわって。

線量に対する県の想定は、特定の時期の特定の風向きの特定の風量の事実に基づいて置きかえシミュレーションした結果の想定結果ですよね。これが2012年の9月の二十何日かのデータとして発表されたわけです。ですから、風向きが変われば内容が変わるということでいけば、一つの県の検討の結果はこういうことだけでも、風向きいかんによって、これはさらに今後変わるというような見込みはあるんでしょうか。

○防災安全課長（細野雅央君） その点も、実は受け入れ先の各市町村の担当課長会議の中で、今伊藤委員がおっしゃったようなことも、ほかにもいろいろ質問が出てまいりました。

たまたまシミュレーションでは、平成22年のときの1年365日の1日24時間、いわゆる年間8,760時間ありますので、8,760通りの風向きとか、雨とか、その風向ということで1年間、コンピューターを回してやったのが県のシミュレーションですので、平成22年のが標準的な

のかどうかというのは、ちょっと断言はできないんですが、県の説明によると、比較的平成22年度というのは年間を通して標準的な天候の傾向が出たということで、その部分についてこれ以上は線量が多分上がらないだろうと、ここの部分についてはその可能性があるということでその数値が出ているわけです。

実際にもし、本当に原子力発電所事故が起きれば、当然モニタリング等によって今後の線量というのでも測定しながら対応することになりますし、これは、たまたま100ミリシーベルト以上の可能性があるところだけの避難計画のためのデータですけれども、じゃあ、100ミリシーベルト以上は超えないけれども、80ミリシーベルトとか90ミリシーベルトという場合ですと、これは計画的な避難区域になりますから、その部分はまだ、県としては、今回は100ミリシーベルト以上の部分で限定してやっていますので、それ以下、あるいは可児市は20ミリシーベルト以上が可能性としてあるわけですので、そうすると今度は県外への避難計画を立てるのか立てないのか、ちょっとそこまでまだ国もそういう指針を示しておりませんのでわかりませんが、当然その100ミリシーベルトにはならないけれども、それに近いような線量が示された地域についても、今後何らかの避難計画的なものは当然策定をしていかなければならないのではないかというふうに考えられます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

報告事項1. 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部次長（吉田隆司君） それでは選挙関係でございますけれども、6月議会とここに書いてあります可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を提案させていただきたいと思っておりますので、事前の説明ということで、簡単に説明をさせていただきます。

委員会資料2になりますけれども、公職選挙法の改正がございました。これは平成25年5月でございまして、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律ということでございまして、これにつきましては、成年被後見人の選挙権の回復とともに、選挙の公正な実施確保のための改正ということで、2点大きな改正が行われておりまして、その中の1つにつきましては、指定病院等の不在者投票における外部立会人について対応しなさいよという、これが努力義務化ということで、法律の改正がされました。

法律の施行は平成25年6月30日でございまして、一番上のところに不在者投票施設、病院等、可児市でいくと11カ所あるわけですけれども、こちらの管理者は、市選挙管理委員会が選定した者、いわゆる外部立会人といいますけれども、外部立会人を投票に立ち合わせることで不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないと、これは努力義務でございます。

具体的には、四角の中に囲ってあります中段から下のところに、現在この条例の記載の中で投票立会人につきましては、投票所の投票立会人が日額1万4,800円というのと、2つ目が期日前投票所の投票立会人が日額1万2,700円と、この2つの規定がございまして、今回、さらにもう1点つけ加えまして、不在者投票に係る外部立会人の報酬を1項目加えさせていただきますということでございます。

金額でございますけれども、国の示した上限の金額と、それから現在可児市で、今申し上げた2通りの投票立会人の項目があるわけですが、可児市の場合でいきますと、この枠の中に書いてありますように、投票所の投票立会人は時間給で1,060円、それから2つ目のほうも時間給で1,060円と、こういう単価を持っております。国においては、その上に書いてありますけれども、1,258円という上限の単価ですが、可児市は1,060円という単価を持っておりますので、この単価に基づいて新たな外部立会人の単価を設定したいと。

この設定の仕方ですが、現在、上の2つは日額規定されていまして、この日額でいくと9,000円ということになるわけですが、この辺については、実際外部立会人の立ち会う時間がどれぐらいになるかという想定のこととも考えまして、標記の仕方については、ちょっとまた検討させていただきますが、考え方としては1,060円という形で表記の仕方を考えて上程させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑もないようですので、次の議題に移ります。

報告事項2. 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（細野雅央君） それでは、説明をさせていただきます。

今般、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されまして、その中で団員に対する処遇改善に関する事項が規定をされたところでございます。それに伴いまして、国の施策として消防団員に対する退職報償金の引き上げが行われます。消防団員に対する退職報償金の額につきましては、国が基準を定めておりまして、今般、一律に5万円を引き上げて、最低でも20万円が支給されるように制度改正が行われるというところでございます。これに伴って、可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を改正するものでございます。

ただし、この国によるところの退職報償金の額が規定をされております消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正につきましては、今議会が始まります平成26年2月21日時点では、平成26年3月上旬をめどに公布し、平成26年4月1日に施行をするという通知を受けておりましたので、可児市におきましては、この政令の公布施行以後に条例

を改正することとし、次回の6月定例会において条例改正案を上程する予定でございます。

なお、この政令の改正につきましては、先週3月7日に公布がされました。また、政令の施行日は平成26年4月1日でございますので、平成26年4月1日以後に退団する消防団員から適用されます。したがって、可児市の消防団員で平成26年4月1日以降に退団をして条例の規定が適用される場合が考えられますので、附則で改正条例案の適用を4月1日からとする遡及条項を置く予定でございます。

参考資料として、委員会資料の3-1、3-2、3-3をお配りしておりますので、ちょっとそちらのほうをごらんください。

委員会資料の3-1は国の準則でありまして、上が改正案、下が現行ということで、ちょっと見にくいと思われましたので、委員会資料3-2、それぞれ団長、副団長というふうに階級ごとの勤続年数ごとの新旧対照表を用意しました。内容は同じです。

これを見ていただきますと、この新旧の差額が一律5万円アップというふうになっておりますけれども、ただし、団員の5年以上10年未満の場合につきまして、14万4,000円に5万円を上乗せしても20万円になりませんので、先ほど言いましたように、最低でも20万円にするために、ここの部分だけは5万以上のアップで20万円というふうになっております。

続きまして、3-3のほうをごらんください。

各階級ございますが、可児市の団員の場合の退職報償金の比較表でございます。

これを見ていただきますと、国の準則というのは、勤続5年以上を対象としておりまして、しかもまた5年ごとに額が上がるというふうになっております。しかしながら、可児市におきましては、勤続年数が短いという傾向もございますので、勤続2年目から支給ができるようになって、しかも1年刻みでアップするという内容にして、消防団員の労苦に報いるような支給額となっております。これは、各団長からこの団員ごとまで新しい国の準則に従って数字を当てはめていって、この改正案をベースとして可児市の金額を定めていき、6月議会に上程をする予定でございます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

○副委員長（板津博之君） 確認ですが、あくまでも、まだ国の改正案になると決まったわけではない、可児市としてはですかね。

○防災安全課長（細野雅央君） 国は、いわゆる5年目から5年刻みです。それは、今まででもそういうふうです。今回こうなったんじゃないなくて、もともと委員会資料3-2、国の準則が、今までずっとこういう数字でしたので、今回1年刻みになるとか5年刻みになるわけではありません。可児市においては、たまたま2年勤続以降の1年刻みになっておりますので、国の準則に準じて可児市独自の数字を決めていきたいというふうに考えております。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言は。

○委員（小川富貴君） これで市内は全体的にどの程度、幾らが幾らぐらいになって、そのうち特定財源で補填されるものってどのくらいあるんですか。

○防災安全課長（細野雅央君） 実は、この国の5年刻みの部分は、消防団員等公務災害補償

等責任共済等掛金というのがありまして、毎年1万9,200円に消防団の定数を乗じた金額を国のほうに供出します。これは全国的に基金としてそこに蓄えがありますので、今度、国のほうからは、この5年目以降の5年刻みに該当する部分の分だけまた来るといふふうですので、可児市が持ち出しをしなければならないのは、この3-3にあります2年目以降の2年、3年、4年の分、これが全て可児市単独の費用です。それから、現行でいくなれば、6年目の場合ですと15万8,000円と14万4,000円の差が可児市の持ち出しといふふうになりますので、退職する団員の数によってその分が持ち出しとなるといふふうになりますので、ちょっと幾らかということ、その団員の数によってまた異なってきますけれども、お金の出し入れといふか、特定財源、市単独の分は、そういうふうで今やっております。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

○委員（伊藤健二君） ちょっと理解が十分できなかったもので、もっと確認ですけど、委員会資料3-1は国が示した条例の例案で大変読みづらい、数字じゃない漢数字の表だね。2枚目、委員会資料3-2が、これから6月議会で市が提起しようと考えている案なんじゃないですか、これは何でしょうかというのと、これと3枚目にある国準則の現行と国準則の改正案、これは準則の改正案、もう改正された、その辺の関係ちょっとよく、何がどれだか、もう一遍混乱したんで済みません。

○防災安全課長（細野雅央君） 委員会資料3-1は、まさに国からの通知文書の写しです。非常にこれわかりにくいということで、もう少しわかりやすくするために委員会資料3-2を御用意させていただいたということですので、内容は見やすさという観点だけのことでこれを用意させていただきました。

それから、委員会資料3-3の国準則の改正案というのは、いわゆる委員会資料3-1、委員会資料3-2にあります、今回、国が5年目から5年刻みで改正後の数字です。国の現行と国の改正案を示しましたけれども、まだ今回条例案として正式にお出しするものではございませんので、可児市の現行と国の現行の比較と、いわゆる2年目以降の5年刻みといふふうになっておりますので、可児市と国の支給の仕方が違うよということをお示ししたいということで、国の準則案はもう既に示されておりますので、一応参考に国準則改正案というのを隣につけさせていただいたということでございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

報告事項3. 駅前公共用地の機能配置等の方針について及び報告事項4. 子育て政策の立案についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○企画経済部長（加納正佳君） どちらも同じ連携した政策の立案と発表ということになりますので、どちらかといいますと子育て政策の立案のほうを先に説明をさせていただくという流れでお願いをしたいと思っております。

御承知のように、平成25年度に子育て政策室というものをつくりました。そのときの予算説明の内容からいきますと、何をやるのかというような御指摘をいただいたわけでございますが、可児市の一貫した子育て政策はどのようなものなのか、わかりにくい、そして足りないところはあるのか、そういったものをまとめて、一貫した子育て政策で力を入れていきたいと、わかりやすくしていきたいという発想のもとに子育て政策室をつくってまいりました。

以後、子育てにかかわる課題の整理、そして必要な取り組みを考えていくということで進めてまいりまして、庁内の担当部署や関係団体への、こういった子育てに関するヒアリングを重ねてまいりました。

それと、もう1つ並行いたしましたして、庁内の部課長で組織いたします子育て部会というものをつくりました。これは7部22課が必要なことをお互いに協議するというところで、いろいろ検討を重ねてまいりました。

そうしたことの結果と外へ向けたヒアリング等、いろいろ可児市の子育てに必要なことを立案させていただくということで、要するに、後から説明いたしますけれども、10の提案とプラス1ということで、プラス1の付加をつけまして、そのプラス1は、昨年9月以降、拠点施設用地の活用に関係をさせていただいたものでございますが、そうした背景がございまして、約束もございましたので、まだ途中ではございますが、大体の案ということでつくらせていただきましたので、これから政策の立案、そして、それに関係するプラス1のところの駅前公共用地の機能配置等の方針は委員会でお約束しておりましたので、年度内ということで、きょう報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○子育て政策室長（高井美樹君） それでは、ちょっと資料番号が前後いたしますが、まず最初に委員会資料番号5、こちらのA3のカラー用紙のほうで、まず御説明をさせていただきます。

私ども子育て政策室としましては、今部長が申しあげましたとおり、市が掲げております政策目標、若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造に向けて、それを支える重点方針の一つ、子育て世代の安心づくりに向けて、本市の子育てに関する政策の方向性を検討してまいりました。それについて、今部長が申しあげましたとおり、おおむね10の重点課題と1つの方向性というものを内部的にまとめ上げまして、それを少しわかりやすくまとめたものということで御報告をさせていただきます。

昨年12月末から1月、2月、新聞の地方版に掲載されています各市町村の来年度予算の重点的などころを見ますと、やはり子育てに関する事業というのが全面的に予算化されまして、どこも子育てをしやすいまちというのをまちづくりとして標榜をしておられます。

振り返って、可児市がじゃあ子育てはどうだということろをずうっと整理をしていきますと、本市では146の事業、7部の部と22の課が子ども・子育てに関する事業に携わって、ほかの事業ではない幅広い事業であるというところがございます。その中で、市民の方からも可児市の子育てはどうですかと聞かれると、いろいろやっていますけどということで、じゃあこれはというものがなかなかお答えするような状況がなかったというようなところから、

私どもとしましては、子ども・子育てに関する事業を整理して体系化をして、子育ての政策の方向性をどうするかと。そして、行政として近々、もしくは今後取り組むべき課題はどんなもんかというのをまとめ上げたところ、先ほど申し上げました、内部的に10個の重点課題と、それからプラス1ということで駅前の公共用地にどのような機能をつけるかというところを整理してきたというところでございます。

では、A3の用紙のほうをごらんいただきまして、子育て支援の必要性というところについては、文章の2行のところに書いてあるとおり、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの影響により、子育て家庭が孤立をし、子育てに悩む・疲れる親がふえているということが全国的な問題となっており、地域・社会のみんなで子育て家庭を応援し、支えていくことが求められていると。このような観点から、全国的にどこの市町村も子育て支援というところに力を入れてきているというようなところでございます。

そこで、可児市として、子育てをどんなふうに持っていこうかということで、ここで4つのキーワードを提案しております。上に書いてありますが、マイナス10カ月から「つなぐ」「まなぶ」「かかわる」という4つのキーワードを書いてございますが、まずこのマイナス10カ月というところにつきましては、文章中、少し書いてございますけれども、本市では、子育ては子供が生まれてから始まるのではなく、おなかの中に宿ったとき、マイナス10カ月から既に始まっていることを重点に置き、そのときから子供と子育て家庭が地域社会とつながり、子育ての大切さを学び、みんなで子育てにかかわっていく取り組みを推進していこうというようなことからマイナス10カ月というものを1つ掲げております。

続いて、「つなぐ」というところでは、

これは、下の段の丸いところに、「つなぐ」「まなぶ」「かかわる」と、上・中・下と表現してありますが、この「つなぐ」という部分につきましては、まずは子育て家庭が孤立をしない、子育て家庭と子育ての支援サービスをつなぐというもの。それから、子供の育ちにあわせて、その「まなび」という流れをしっかりと結んでつないでいくというところでございます。

「まなぶ」につきましては、親の子育て力アップを目指して、子育ての大切さやノウハウを学ぶ。

そして、「かかわる」は、地域全体で子供と子育てにかかわるというように表現をしております。

この取り組みを誰がどういう主体でやるのかというところについては、ここに書いてありますとおり、「つなぐ」という部分については公助、「まなぶ」という部分は当然行政が行っているものに参加するとか、公助の部分もありますが、自助、みずから学ぶ、親が子育てに対して学ぶ姿勢を持つ、それを自助、それから「かかわる」、これは地域による共助というふうで、3つに位置づけております。

このキーワードを寄せまして、可児市が重点的に取り組もうとしている子育てを表現いたしますと、上段に書いてありますとおり、マイナス10カ月から「つなぐ」「まなぶ」「かか

わる」子育てというようなものになるのかなというところです。これによって、今まで可児市の子育てはどうですかと言われたときには、可児市はこういう考え方でやっていますよというところを皆さんにお伝えできるんじゃないかなというふうに思っております。

少し、内容を細かく御説明します。

右の表で、マイナス10カ月から就学前、ゼロ歳から5歳、それから就学後、これは6歳から中学卒業ぐらいまでというところで、ライフステージが右手に流れております。縦系列は、今申し上げた「つなぐ（公助）」、「まなぶ（自助）」、「かかわる（共助）」という順に並びをしておりまして、ここの中に入っているピンクの中とか、黄色の中とか、枠の中に入っている一つ一つの星印になっているものが重点課題のくくりの中であり、平成26年度以降の予算事業として入ってきているものというふうになっております。

では、まず一番上の「つなぐ」のところですね。

まずは、マイナス10カ月、これは母子手帳の交付が始まることから子育てを支援していくよと。ここでしっかり行政と子育ての保護者、いわゆる胎児と妊婦がつながるというところです。これは、フィンランドのネルボラという、国も今、非常にそういったものを参考に執行していこうところですけど、こういった部分を保健衛生部分でしっかりまずつながっていこうというところを意識しております。ここでは、母子手帳交付時に、そういった啓発のパンフレットを配付する。いかにおなかの中にいるときから子育てが始まっていて、これは胎児もよく一般的に言われている、胎内で子供が外のことを感じているというところも含めて意識しながらやっていきましょうよとか、そういったところから始まっているよというところですね。

右に、順次、やはり最近のスマートフォン、そういったものをいかにうまく使って、そういう子育て世代の方に伝えていくか。それから、しっかり行政とつながることによって、問題の早期発見、早期発見したら、それを切れ目ない支援につなげていくというもの。そして、身近な相談の場をしっかりとつくっていくというところがございます。これを切れ目ない支援としてずうっとやっていきましょう。

そして1段、少し丸のところが変わりまして、小1プロブレムへの対応。これは、保育園児から小学校へ上がって、朝の8時半から夕方2時ぐらいまで、大体45分間の授業になかなか座ってられない小学校1年生の子たちが多いと、そんなようなことから、保育園のときからどうしたら小学校へ来たときに落ちついて小学校生活にスムーズに入っていけるかと、そういったものが、今全国的な問題となっておりますが、こういった部分を保育園と小学校との連携、意見交換等によって対応していこう。それから、可児市は特に外国人の方の児童が非常に多い、そんなところで、そういったところの就園、就学支援というのをしっかり押さえていこうというところですね。

あとは教育分野に入りまして、いじめの防止、それからSSW（スクールソーシャルワーカー）、いろいろな学校で起きる問題を学校だけじゃなくて、学校、地域、保護者、先生と、そういったものをつなぎながら問題の解決に取りかかっていくという専門的な人材の登用、

それからコミュニケーション力の向上とか、可児の誇りづくりというようなものを取り組んでいきたいと思いますというところでございます。

続きまして、黄色の「まなぶ」の部分ですね。

こちらは、まずは子育てを学ぶ機会の提供というところで、公助という部分もありますが、そういった機会を親みずから積極的に役立ててほしい、そういったことで自助という形で位置づけております。当然、なかなか参加されない方を参加しやすいようにするとか、いろいろな努力はしてまいります、それを主にどうやってやるかというのがこの星印である子育て講座の開催とか、本の読み聞かせの充実、乳幼児学級・家庭教育学級の拡充等を進めていくということ。そして、小学校・中学時代では未来の親づくりというところで、学校において親になることを意識した授業とか、そういったものを取り入れるというようなことを検討事項として上げております。

3つ目、緑色の部分、こちらは「かかわる」というところです。

こちらは、地域子ども・子育て応援運動の推進というふうに書いておりますが、地域で子供と子育て家庭にかかわっていく機運を高めていく取り組みがこれから市として大いに必要なのではないかとこのところ。それから、NPO、ボランティア活動、いろいろな子育てのボランティアがございまして、こういった人たちと我々行政との連携強化によって、よりそれを進めていきたい。それから、いじめ防止協力事業所の認定など、地域ぐるみでいじめを防止する取り組み。そして、子ども会。最近では、なかなか子ども会というのが難しいという状況が、運営が難しいという状況にきていますが、改めてもう一度、その子ども会の果たすべき役割、そういったものを論じながら、もう一回充実していこう。それから、子供の居場所づくりという意味では、UNICとか公民館講座、こういったものを地域の人のつながりの中でつくっていくというふうに考えております。

この今申し上げたものを大きく整理したのが、内部的には10の重点課題というふうに取り上げまして、それをそれぞれの平成26年度、もしくはそれ以降の予算に少しでも行くようにここに表現をしております。

全体、これらを支える土台といたしまして、一番下のところに子育て支援を総合的にサポートする拠点づくりというところで、これが駅前の公共用地に、今まで子育て、健康、にぎわいの空間創出事業ということで掲げておりますが、今申し上げたもの全てというわけではございませんけど、ここの中の多くを総合的に推進していく施設というような位置づけが必要だろうということで掲げてございます。

今回、案ということで出させていただいておりますが、実はこども課のほうで、子ども・子育て支援事業計画というものを現在策定しております。この部分について、さらにいろいろな団体の方とか、専門家の方が入って議論を進めておられます。その会議の場に、この資料を提出いたしまして、さらに進めていくというふうに考えております。市民への皆さんへのお知らせについては、その議論を通じながら、またお知らせを何らかの機会ですていくという予定にしております。

今、説明しました細かなものについては、裏のほうに表示がしてございます。お時間のあるときにまた御一読いただきたいというふうに思います。

続いて、もう1冊、報告事項3の委員会資料4のほうですね。少し分厚いものになっておりますが、こちらのほうで少し時間を頂戴して、説明してまいりたいと思います。

今回、可児駅前公共用地利活用に係る機能配置方針（案）ということで御報告をするわけですが、こちらの中では、可児駅前の公共用地が果たす役割、そこに必要な機能、施設の概要をまとめるということで、コンサルタントと一緒に今回取りまとめたものでございます。それから、これをどういうふうに使っていくかということは、これから議会を初め市民の皆さんと意見を交換していくと、そんな中で一つのたたき台、次のステップにいくための土台・基礎となる資料となるようにしたいという観点でつくってまいりました。

中は、前回の委員会でも少しさわりの部分を御説明させていただきましたけど、過去の整理、過去のいろいろな検討資料、それから他の先進事例等を入れ込んでございまして、少し分厚い、量がかさばるものになっておりますが、まずは目次ですね。少し開いていただきまして、見開き目次をごらんいただきますと、全体を4章で整理をしております。最終的には、施設全体をどのような空間にするのか、そしてどのような機能が必要で、配置をこんなふうにしたらいいのではないかとという方針を結論として示しております。

既に一読いただいているかと思っておりますので、以降、ページは少し飛んでいきますけど、ポイントを絞って御説明いたします。

それでは、3ページをお開きください。

こちらは、可児駅東土地区画整理事業の概要というふうになっておりますが、平成11年度から平成26年度、事業期間が書いてございますけど、ここをつくっていくに当たって、地域の皆さんの協力なくしてこの区画整理事業というのは成り立っていかない。そういう中で、どんなようなまちにしたいのかということが3枚のイラスト、少しちょっと白黒なんで見にくいですけど、ごらんいただくと、非常に駅前商業地から住宅地の中低層、住宅地の低層というように、駅前にどんと何十階建てのビルを建てて再開発をすとか、そういうものよりは、低層戸建て住宅を中心とした住み心地のいい空間を多くの皆さんは望んで、こういった地区計画とか、そういったものに反映されてきたかなというふうに考えます。

では次、10ページ、お願いいたします。

これは、都市計画上、ここの可児駅、もしくはその周辺をどのように位置づけているかというところが、上段の右のボックスで将来の都市構造上の位置づけと書いてありますが、その下のボックスで可児市の「顔」となる「市民の杜」、本市の「顔」となる都市拠点、公共交通の結節点である、水と緑の環境軸、これは可児川をいかに活用していくかと、そのようなことを都市計画上のマスタープラン等に上げてあって、まちはこういう構造を将来的に目指すんだということが掲げられているということを整理しております。

では11ページ、これは、過去の検討経過ということで、先般の委員会等で、議会全員協議会でも少し資料をお出ししましたが、大きく3つの計画書が策定されております。平成11年

12月、可児市中心市街地活性化基本計画、それから平成13年3月、可児駅まちづくり計画、そして平成21年3月、都市拠点基本計画ということです。この間には、街路樹をどうするんだとか、カラータイルをどうするとか、道路の幅をどうするとか、そういった部分も平成13年から平成21年、いろいろまちづくりの中でやっておられますけど、特に駅前の公共用地、拠点施設部分にかかわるところを表示してある部分は、大きくこの3つで掲げられてきましたというところですよ。

15ページをお願いいたします。

15ページは、先般の委員会でもお示ししましたとおり、平成21年3月の最終的な計画案の中には、想定される導入機能ということで、3つの表で、一番上が公共、それから公共と民間と半分ずつで済みません、ちょっと抜けていました。それから、一番下に民間施設ということで、幾つかの導入される機能というのを例示的に掲げてあります。これは、ある意味では、こういったメニューの中からどういったものが実現可能なのかというところを提示する前段のものだったということから、私どもとしては、この中で何が実現の可能性があるかというところ、それから政策的な方向性、いろいろな観点から検討をしてきたものというところでございます。

続きまして16ページ、ここからは、では、この公共用地にどういったものが行政として必要なんだというところを少し探ったものです。この第2章では、公共サービスの機能と、それから民間サービスの機能という2つの視点から整理をしております。

まず公共サービスにつきましては、裏の16ページと17ページをちょっと見比べながら御説明しますが、まず17ページのほうをごらんいただきますと、一番上に平成15年、平成18年、平成20年、平成22年と、これは市民意識調査で、それぞれ市民の皆さんがどういうふうに可児市の施策について思っているかというところを満足度と重要度というところで振り分けたものです。Aゾーンというのは、非常に事業としては重要だと捉えているんだけど、満足度が残念ながら低いという結果が出てしまったものです。これを赤色、緑色、水色、黄色、それから少しグレーで色を塗ってありますが、これは残念ながら平成15年も平成18年も平成20年も平成22年も、そういった市民意識調査的に結果が出てしまったものです。これを16ページの下の方の表にまとめますと、要するにAゾーンというのは、重要度は高いけど満足度が残念ながら低いよというものがこうやって出てきてしまうというところで、市民ニーズとしては、こういった出方をしていると。このAゾーンに出ている部分というのは、やはり行政としてそこを政策課題として捉えざるを得ないというふうに捉えるところでございます。

あと、中心市街地については、Cゾーンの重要度はそれほど高くないんだけど、満足度は低いよというところで紫色を表示してございます。ただ、これは調査年度が平成15年、平成18年、平成20年、平成22年ということで、やはりまだあそこの工事進捗がなかなかしてなくて、まだ公共用地部分については土のうがどっと乗っているような状態の中で、なかなか重要度というのは上がってこなかったんですけど、近年、やはり市長が……。

○委員長（山田喜弘君） 説明の途中で申しわけないですけども、暫時休憩します。

では、黙祷します。

休憩 午後 2 時45分

再開 午前 2 時46分

○委員長（山田喜弘君） 会議を再開します。

説明を続けてください。

○子育て政策室長（高井美樹君） それでは、続けさせていただきます。

ということで、このAゾーンとか中心市街地については、やはり政策課題的に取り組まな
きゃいけない事項であるというところを導き出しております。

27ページに移ります。

こちらは、公共サービスとして導入すべき機能はどんなものかというところを最終的にま
とめたところでございます。今申し上げました市民意識調査等から市民のニーズはこうある、
中心市街地における公共サービス施設の現況ということで、皆さん頭の中で御想像してい
ただければ結構ですけど、駅を中心に、駅西には可児市多文化共生センターフレビアから総合
会館分室、駅の東の方には、図書館本館、繭検定所跡地、広見児童センター、それから市役
所、保健センターというようなものが分散してあると。こういったものを集積することによ
って使い勝手の向上ができるんじゃないとか、将来人口から見た公共サービスの需要の変
化というものについてもどうするかという、大きくその3つの点から4つにポイントとして
絞りました。

ポイント1. 高齢者の生きがいと健康づくりの課題に対して取り組むというところ
です。これにつきましては、在宅介護・医療体制の充実を進めるということは当然であります
けど、これからの高齢化の中で、量的な拡大には全てにおいて対応ができるかどうかとい
う部分が非常に不確定であります。そういった部分から、やはり公助に入る前の生きがい
づくり・健康づくりというところで公共サービスは必要だろうというところ
です。

ポイント2. これは障がい者福祉の担い手というところで、先ほどAゾーン
の中で障がい者福祉というところが掲げられておりました。この部分については、
ニーズを探っていきますと、主に一番出ているのは経済的な支援、それから雇用
への問題、そういったものを中心的にニーズが高いと思われ
ますが、そういった部分で、やはり相談するところが欲しい、
切れ目ない支援が欲しいと。そういった部分をどうやってや
っていくかというのとあわせて、そういう障がい者の福祉
に対して担い手になるような次世代の人たちを育て上げる
んだというものがポイントの2。

ポイント3は、子育て世代にとって暮らしやすい環境づくり
というところ
です。これは、まさに若い世代の流入促進が、先ほど申し上げ
ました各市町村の予算事業が、やはり子育て支援に大きく
軸足を移してきているという意味では、ある意味では市町
村間競争が始まっていると。こんな中で、やはり子育て世
代の安心づくりとして、子育て世代にとって暮らしやす
い環境づくりをつくるというのは重要な都市戦略の一つ
になってきていると。

それからポイント4としましては、公共サービス機能によるまちのにぎわいをつくっていかうというものでございます。中心市街地のにぎわいづくりとして公共施設を配置することによって多様な世代が集まり、多世代交流によってコミュニティーのきずなを生むと、そういった機能がこれから公共的には必要じゃないかという、この大きな4つのポイントにまとめております。

続きまして、29ページをごらんください。

28ページ以降は、今度は駅前、にぎわい、商業はどうだということのを少しいろいろな視点からまとめております。

まずは、これは言うまでもございませませんが、中ほど四角のところに、商業の難しさというのが全国的に見て競争の激化、ネットの主流化等によって町なかの小売商業を取り巻く環境は厳しいというのは言うまでもございませません。下の方には、そういった表がまとめてあります。

では、可児市になるとどうなるか、31ページをお願いします。

こちらは、可児市の小売業の状況がどういうふうであるかというところを調査したものでございます。下段の四角の上の段に夜間人口、昼間人口、商業人口というのがございます。通常、昼間人口が夜間人口を上回っている町というのは、ある程度商業が立地しやすい町だというのが一般的な考え方です。そこへもってきて、商業人口がどれぐらいあるかというのは、その周りの郡部からどれぐらいのお客さんが買いに来るのかというのを試算したものが9万5,944人、商業人口というふうにあらわされております。

こうやってみると、非常に多くの郡部も含めて商圈の中にたくさんの方がいるねというふうに思われますが、これを少し、上の表がありまして、大型店出店の目安というところがあって、星印が打ってある、これが可児市の置かれている状況です。ここを御説明いたしますと、要するに商圈規模に対して小売業の売り場面積が多過ぎると、要するにお店が多くて過密状態に陥っているということです。円の中に大型店過密と書いてありますが、要するに指標が、計算をしていきますと、横軸1.2とありますが、これは要するに商売としては苦しい状況のもの。そして、その上段0.68という数字がありますが、これは小売りとしては非常に過密であるよというのを表現しているものでございます。要するに可児市は、御存じのとおり、幹線、沿道沿いも含めて小売業の売り場面積が多いということで、なかなか商業環境を発展するというのは非常に厳しい地域になってきてしまっているというところが、分析の結果、導き出されたというところなんです。

次に33ページ、そんなような中で、地方都市、可児市と同じような状況のところはどういう状況にあるかとか、そういったものをいろいろ調べましたが、やはりその中で一番の事例が33ページ、高浜のいきいき広場というところで、三河高浜駅のところを写真で事例で挙げてあります。33ページです。こちらの乗降客数が3,300人ということで、11年ほど前に市街地開発整備を行って、ここの写真にあるような3つの大きなビルを民間が、マンションを含めたビルをつくっております。その1階部分に商業店舗を入れるという作業をやってこれら

たわけです。

それで、まず一番上の写真の箱のところは、1階部分というのは、当初コンビニ、居酒屋、菓子店といろいろ入っていましたが、コンビニについては、残念ながら開店して1年で撤退をされております。その後、順番抜けて、現在は喫茶店と週に2日ほどやっているゴルフ店というのが少しやっている程度になってしまった。2階、3階につきましては、日本福祉大学の専門学校が入居しておりましたが、その撤退に伴って、こちらには子育ての支援センターとか、健康スタジオだとか、それから包括支援センター、高齢者関係の機能をこちらに入居させております。4階から13階は住宅供給公社の賃貸マンションということです。

次に、真ん中ほどの写真です。これも民間の不動産業者がつくったビルですけど、1階に6店舗が入れるように用意をしましたが、完成以降、残念ながら全く店舗が入らないと。仕方なく自社の不動産会社の事務所と御自分の身内の美容院が入居しているというような状況。

そして、もう1個は、駅東にあるビル。1階、2階を商業店舗としておりますが、こちらも14店舗当初あって、飲食中心に入っていましたが、7年、8年たち、現在は8店舗しか埋まっていないというような状況です。

ということで、非常に地方都市における、駅前とはいえど、なかなか民間商業でやっていくというのは厳しいというのが、こちらの事例を見てとって、つくづく私も見に行っていましたけど、感じました。

では34ページ、こちらで、じゃあそういったことを受けて、民間サービスの施設、地方都市の駅前のあり方はどうだろうかというところをイメージいたしますと、やはり可児市の状況から見て、次の一番下の施設のイメージと書いてありますが、例えば産地直売の農産物等の地場産物産の販売とか、テーマ性、ターゲットを絞った飲食、それからフィットネスジム、これは小規模のものとか、それからテーマ性を絞った物販とか、あとは教育ですね。駅前留学とかという英語の塾とかありますけど、そういった学習塾とか、福祉関係のデイサービスだとか、医療専門クリニック、健康増進センター、こういったようなものが、やはり集客的にも民間サービスの機能としても、何とか地方都市の駅でやっていける施設じゃないかというところをここで整理しております。

それで、35ページです。こういった考え方の中で、じゃあ官民の連携、民間活力を導入できないだろうかというところを整理しております。図表2-10、少し細かくて申しわけございませんが、可児駅にとっての理想としましてというところで、初期の事業費負担を抑えつつ、拠点施設を整備すると。当然、市の持ち出しを少しでも少なくしようと、それを取り入れるのが官民連携（PPP）という整備手法なのかなあというところなんです。それが、中ほどの1、2、3の定期借地だとか、PFIだとか、等価交換というところを検討し、立地可能な民間施設というのを検討してきました。それを表現していますのが、上の住居から飲食とか教育とか○がありますが、先ほど申しましたテーマ性を絞ったものとか、そういったものは何かいけるんじゃないかというところをこの中で導き出しました。

では、全体の民間で大きな民間投資をいただいて、全体をPFIでやれないかというところ

ろをいろいろとアドバイス、民間のコンサルタントとか、デベロッパーとか、いろんところで聞いてまいりました。ただ、やはり最終的には、36ページに図表2-11、本市における官民連携の収益試算結果というもので、エクセルの表で見にくいですが、ここで申し上げているのは、正直言って、大きな民間投資を入れても回収ができないので、民間の立場からいけば、とてもPFI等ではやれないですねというのがここでまとめ上げられています。その資産状況というのはずらっとありますけど、最終的にこの表の36ページの上からずうっと来て、建築コストというのが少し箱があります。例えば5億円で建物を建築しましたと。そこにどれだけの収入が入ってくるかというのが、その下の事業収益、それからテナント収益、1階、2階、3階とあります。これが坪単価ですね。横側、1階は1万円、2階は8,000円、3階は7,000円。これで作る面積の全部を埋めると年間で約9億9,900万円の収益が上がりますねと。そこに市の土地を借り入れる借地料を払うと、残るのは参考指標と書いてある表面収入とありますね、一番下の四角です。9,270万円が、その事業所の収益になりますねと。これを民間の考え方でいくと、大体5年間で投資した5億を回収すると。5年間で回収しようとする、9億2,700万必要ということなんですね、簡単に言いますと。6年、7年、8年というのは、テナント撤退リスクに備えてもうけ分をそっちに回す。さらに10年以降になったときの施設の改修費、そういったものを見ると、5年で投資は回収しなきゃいけないということで、こういったものを示されて、民間的な考え方でいくと、可児駅前の公共用地でのPFI等による大きな民間投資というのは非常に難しいというのが全体的な評価でございました。

では、続きまして46ページをお願いいたします。

今申し上げました公共サービスの導入機能、それから民間サービスの導入機能という2つの検証作業から、必要かつ実現可能な機能をこの46ページで整理しております。上段は公共サービス機能の考え方から、下段から民間サービスの機能の考え方からいきますと、まずは公共サービス導入機能の方向性としては、中ほどの四角ですけど、子育ての支援機能、健康増進の機能というものがいいんじゃないか。それから民間サービス導入機能の方向性としては、当然駅前でありますので、駅前の来訪者を対象とした立ち寄り商業サービス機能、それから目的性の高い、専門性の高いもの、生活支援機能というものが必要でしょう。そしてもう1つは、都市の顔、玄関口ですね。ということで、公共空間の機能をしっかりと押さえないと。そこには、電車を使ってみえた観光者に対する観光情報を発信するものとかアンテナショップ、それから多様な世代が集まれるような広場の機能、そして駅前というランドマークの機能をもしっかりと持たせたいという大きな3つにまとめ上げております。

それを文章にしますと、47ページの下段のところに「子育て」「健康」からの「にぎわい」づくりというようにまとめております。当然、先ほど申し上げましたとおり、公共施設をつくりに行くことによって人の流れ、人口交流をふやします。そういった中で、施設内、もしくは周辺においてその付帯サービス、民間サービスの需要を喚起すると。それが行く行

くは中心市街地エリア全体の活気づくりにつながっていけばいいというふうに整理をしています。

あと3章、4章に参ります。

こちらのほうは、今まとめたものの中から拠点施設全体のイメージと、それから施設のもう少し細かなイメージを探り出してあります。

ここでは、48ページ。

ここで、3つの基本方針に整理をいたしました。基本方針の1つとしては、子育て、健康づくりの機能に、プラスにぎわい、広場の機能をつけようと。そこで、出会いの場をつくっていかうというものでございます。基本方針の2、これは可児駅と可児川を結ぶ軸を形成しようというものです。これは、前段一番冒頭に申し上げました地域の皆さんの思いとか、それから都市計画的な位置づけ、そういったものからこういったものを上げてあります。

49ページ裏面、可児市の玄関口としてふさわしい公共空間をつくらうというようなもので整理をしています。

それで、50ページには、本来ここで必要な規模というものはどういうものかというのをもう少し積み上げたいところではありますが、まだまだこれから議論をしていく部分も必要だということで、現在の施設規模から、今申し上げたような4つの視点を入れることによって必要な規模が後ほど出てくるだろうというふうに考えてあります。

51ページをお願いします。

第4章、最後のくくりといたしまして、施設による整備機能別の整備イメージをここであらわしてあります。これは、どちらかというとな建築物まで物の考え方を少しブレイクダウンしたというか、落としたものです。ここであるのは、まず基本方針、子育て支援機能を中核として幾つかの機能を集積することによって、新しい魅力づくりと、ここにしかない価値を生み出そうじゃないかというところがございます。ここで必要というのは、先ほど申し上げた公共サービスの機能と民間サービスの機能の両点から細かく押さえてくると次のようになります。

子育ての支援機能、さらにこの子育ての支援機能の中には、検診の機能、学びの機能、相談の機能、交流の機能、こういったものが必要ですねというところです。これについては、A3でお示しした「つなぐ」「まなぶ」「かかわる」という、そういった事業とも関連しながら形が作り上がってくるというふうに思います。そして真ん中、健康づくりの機能、それから地域情報発信の機能、それから商業・サービス機能と。これは民間の機能になりますが、こういった機能が建築物の中には必要ですねというところです。あと、右側には、その施設整備の方針とか、配置の方針とか、施設イメージというのがありますが、これはまたごらんいただきたいと思います。

52ページ、こちらは、建築物とその全体の空間をどうするかというところで、駅前のランドマークとなる「心地よさ」を表現できる空間をつくっていかうというところです。広場の機能の中には、心地よく過ごせる。それから可児の駅前として可児の顔となるようなものに

したいと。それから可児川の水と緑の接点の空間をつくり上げていこうというようなものです。あとは歩行者通路ということで、駅から可児川までの水辺を結んで、心地よく安全に歩ける空間を形成していこう。そして駐車場、これについては地方都市、どうしても車での移動が多くなるので、ここについては100台から150台はやはり必要じゃないかというふうになっております。

55ページ、少しこれカラーで横のイメージになっておりますが、これが恐らく、これから市民の皆さんといろいろな意見交換をしていく中でのたたき台になるイメージのものとして、つくってあります。今まで申し上げました子育てと健康と広場によってにぎわいづくりをしていくというものを絵にしたものです。左手に駅前広場があり、右手に可児川があります。この黄土色の四角の中に、1本道路が走っていますが、それは別っこではなくて、同じ空間の中として捉えております。まず1点は、先ほどから言っています駅と施設と可児川を結ぶ歩行軸をしっかりしようというところ。それから3つの広場をつくったらどうだと。駅に面する方面、それから施設の中の人たちが交流する広場、そして、この施設と川、河川軸をつなぐ基点としての広場というようなものをイメージ的に意識しております。

施設的には、この上側に、四角が大きく2つの中にくくられていますが、これはイメージ的にはこういった施設は1階のほうがいいんじゃないかというコンサルタントの、建設関係からの意見として、それを1階、2階にとめるということではなくて、地上階にあったほうがいいのか、そういったことを少し意識して配置がしてありますが、例えば民間サービス施設については、やはり事業者の収益確保とか、歩行者とか、そういったところから、やはり駅側にあったほうがいいでしょうとか、子育て支援の交流機能ですね。例えば児童センターとか、キッズサロンとか、そういったものが1階にあったほうがいいんじゃないかとか、健康づくり施設については、可児川とそれに沿った遊歩道をつくるKルート、そういったものとの複合的な使い方によって第3の広場であるところをうまく使いながら、これ、もしかすると北側にあったほうがいいんじゃないかとか、そのような提案になっております。

あとは、上に子育て支援の機能として検診の機能とか、相談の機能、これは当然効率性とか使いやすさは必要ですけど、プライバシーとか、そういったものもしっかり配慮していこうと。

それから、学びの機能については、食育とか、そういったもので注意していこうというようなものをイメージしております。この絵がもっともっとこれから皆さんのいろんな意見交換をしながら、これがもっともっと立面的になっていくといいなという、そのたたき台として今回提案をしております。

最後、長くなりました56ページ。

こちらには、今後のスケジュールですね。平成26年度につきましては、施設の企画設計ということで、きょうは委員会のほうでも、決算予算委員会で申し上げましたとおり、イメージをみんなで合わせていく作業というものに位置づけております。それができ上がったら、基本設計に行きたいというようなものとか、裏の57ページは、設計のプロセスというところ

で留意点とありますが、多くの市民と意見交換をしながらどのような空間をつくり上げていくのか、そのイメージについて合意形成を図っていくことが必要だよというようなことがあります。

このようなことに注意しながら臨んでいきたいというところを、こちらの機能配置の方針案というところでまとめましたので御報告いたします。以上です。

○委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

発言ありますか。

○委員（伊藤健二君） たくさんあるけれども、きょうはこの場でたくさんの意見交換をするというのは余り適切じゃないように思うんです。それで今、最後に言われたこの方針案の最後のページ1つ手前の56ページに、今後の手順とスケジュール、今後の予定ということで、建設を主体にして書いてあるんだけど、一番大事なのが平成26年度にやる施設の企画設計、基本コンセプトの確定というところが一番、何の目的でどういうふうにつくるかという、ここにあるんだろうと思うんですね。それは時間もかかるし、今までの経過があることなんで、そこは丁寧に一つ一つ乗り越えていかないと、せっかく何度目かの正直で本当にいいものをつくろうと頑張っている皆さんの努力が実を結ばないということになりかねないと思うので、ここは丁寧にやっていただきたいというのを、まず質問じゃなくて先に要望をしました。

きょう午前中の予算決算委員会の席上でも、私の会派の議員が若干問題をぶつぶつ言っておりましたけれども、拠点施設の名前をどういうふうに呼ぶかということでもたまたま意見がすれ違ったということですが、要は短い言葉に凝縮して、何をイメージしようとしているかということが、やっぱりまだ一致していないことのあらわれだろうと思うんですね。例えばちょっと変な例示ですけども、今度坂戸に総合運動公園というイメージでスタジアムが4月にはオープンしますが、あそこは決して野球グラウンドというふうには呼んじゃいけないよということが意思統一をされましたよね。だから、野球グラウンドはもちろんできるんだけど、その他サッカー場機能も設置できるし、その他ももっと多様な使い方があるんだということなんです。

それと同じ例示がいいかどうかはあるんでしょうけれども、理解してもらうためにあえて言及したのは、子育て支援中核施設と言い切ってしまうと、子育て支援の中核なんだということだけど、そういう表現は、この方針文案の中には直接的にはそのままの表現は出てこないね。だから、48ページ、拠点施設の全体イメージのところにも原理的なこの考え方は述べてあって、そこのイメージも相当幅広いですよ。そいつを無理に縮めるとややこしくなるんで、決して同じ手順の間違いは繰り返さないように、ここは位置づけていていただきたいと思えます。

私、質問のことですが、経過との関係についてどう考えたらいいのかを教えてくださいという質問です。経過というのは、この方針案の4ページに図表1-3で駅周辺整備の経緯について書いてあります。一目瞭然なのは、昭和57年の市街地整備構想に初めてこの駅の問題が

位置づけられたというわけですが、その昭和57年から次の中心市街地活性化基本計画までの流れは、紆余曲折しながら、ここの駅前をきちっとした形で生かしていこう、開発しようという方向が出てきたというふうに理解して、ここは一括していいと思うんです。

問題なのは、中心市街地の活性化に関する法律が出てたりして基本政策を策定すると言ったけど、この平成11年の基本計画、これは駅東の開発を決定して実施を始めたときと同じ時期ですけども、この基本計画は、今基本的に別のものに置きかわったのか、生きているのか。約10年たつわけですが、平成21年に都市拠点施設基本計画を策定することになるわけで、平成11年から平成21年までの間をつないだだけの役割で、そこでいろんな課題は出たけど、いっぱい出してもらって、結論としてはそれらを原則的には、達成したら次に行くよと、次の発展を目指して動き出すよというふうに理解すればいいのか、何か引きずっているものがあるのかという話です。なぜそういったかという、達成課題、その隣の3ページを見るとわかると思いますが、事業の特徴が5点ぐらい掲げてありますけど、2番目と3番目はまだ未達成なんですよ。集約化による都市拠点施設をつくるぞと言って、駐車場と駐輪場を誰が運営するかはともあれとして、現に提供できるものがつくられています。都市拠点施設はまだできていません。それを今、改めて位置づけ直しを含めていいものをつくろうとしてやろうとしている。2番は、まだ一部未達成で、これからその完成に向けてスタートということになるわけですね。3番についてはというと、顔づくりということやもんで、結局この2番と3番の事業の特徴で述べられているこの内容が、今決めようとしているこの方針案に、基本的には受け継がれてこの方針案が具体化されようとしていると、そういう理解でいいのかということの関係があります。

そして、もう1つは、今度は平成21年からの都市拠点施設基本計画案、これって案のまままで終わっちゃったのかな。案が変わって何かつくられる、それとも今議論しているこれがその案をとる内容として提起されてきた内容というふう理解をしたらいいのか。ちょっとその点の交通整理だけ、位置づけとの関係で教えてください。

○子育て政策室長（高井美樹君） まず3ページの事業の特徴のところにございます中心市街地活性化計画の、今引き継いでいるかどうかのところにつきましては、やはり先ほど申し上げましたとおり、要するに物の考え方というのは、この中心市街地基本計画に沿ってやってきている。お手元の資料でいきますと11ページと12ページのところに少し書いてございますが、拠点施設の部分については、当時は11ページの2つ目の箱のところに可児市中心市街地活性化基本計画で各種生活サービスを提供する複合施設をつくらうよと。駅前立地生涯学習施設とか、高齢者施設、立ち寄り商業、行政サービスというようなものがここに書いてある。これが順に具体的になっていったということと、それから区画整理と拠点の用地というのは、旧まちづくり交付金の延長の中でずうっと動かしてきています。

今期、第5期が平成26年4月から始まります。第1期、第2期、第3期のまちづくり交付金、社会資本整備総合交付金という旧まちづくり交付金という交付金になりますが、これを少し名前を変えた新しいメニューでより補助率のいいものを目指していくという方向で、今、

国に申請を上げている段階ですので、この辺は当然同じ中でずうっと都市整備課、建設部と調整しながらずうっと進めてきているというのが1点と、それから、この基本計画につきましては、対外的な公表というよりは、11ページにも先般も御説明いたしましたけど、非常に具体的な内容になっています。これは、あらゆるメニューを並べたというもので、これを全て実現可能かどうかというところを今回探り、その実現可能性をいろいろな視点、公共サービスの視点、民間サービスの視点から、これを延長的に引き出しつくり上げたのが、この機能方針だという位置づけにしております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 計画案は、案はもう取れているんですね。平成21年3月、都市拠点施設基本計画となっているけど、一応これはこれで、今一応は羅列であっても生きているという、基本はね。

○子育て政策室長（高井美樹君） はい、そうです。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

○委員（酒井正司君） ちょっと本題から離れる質問で申しわけないんですが、このマイナス10カ月から云々というタイトルなんですけど、これって例えば多言語に訳したら通じないですよ。十月十日なんて日本だけの話ですから、私は赤ちゃんを産んだことないんですが、これはメンスのサイクルで28日計算です。ですから、こういう多文化共生のまちでこういう表現というのは気をつけて使わないと、ちょっと恥をかくケースが出てきます。指摘しておきます。

○子育て政策室長（高井美樹君） 大変、多言語の観点からありがとうございます。

やはり、こういった表現について、健康増進課の保健師とか、いろいろな中でどうだろうかということのをいろいろ検討してまいりました。ただ、今子育てという、妊婦さんも含め小さい赤ちゃんを持っているお母さんというのが非常に悩んでいるというところに、我々が一生懸命、行政としてつながって支援していくよというところを皆さんに少しインパクト的に知っていただきたいという意味で、このマイナス10カ月という、あえて少し考えなきゃいけない部分という表現をしたらどうだろうかというところでの発想でございます。これを多言語で通じないという部分については、一生懸命翻訳する人にわかるように表現をしてもらうようにしたいと思います。以上です。

○委員（小川富貴君） 要は、土地区画整理をやりました。もうこれで計画が終わってきます。何かをやらなきゃいけません。何かをやるんだったら、とりあえず今子育てというのが市長の公約にもあるしというような、何か後づけ、後づけで出てきたものだというすっきりしない感があるんです。でも、もしもみんながそれでというふうに決めてやるというんだったら、もう少し、それこそ先ほど美濃焼のところで、こんな行政の考え方じゃいかんと市長がおっしゃった、新しい考え方を入れなきゃと。まさしくこれ行政の考え方で埋め尽くされた内容のように思うんですね。

今、酒井委員もおっしゃったように、多言語が売りの、現実、現況が多言語のまちだったら、それをもっと生かす。今、日本が何を求められているか、子育てに何を求められている

かといったら、それこそバイリンガルの子供たちをどんどん育てることが社会的に非常に希求の強いところですし、親もやっぱり英語を習わせよう、何語を習わせようと必至になって海外まで子供を連れて出ているような状況なんですね。海外競争力でも、韓国なんて本当にフィリピンだとかアメリカに子供を父親と引き離して出してやっている。物すごい力を教育に入れているわけです。日本はまだそういうところは薄いかもしれないんですけども、やっぱり持っていらっしゃる方たちは、言語、特に小さいころはバイリンガルだけでなくトリリンガルでも、可児市にはそれがいっぱいあるわけです。ポルトガル語を話せる人、中国語を話せる人、英語を話せる人、ここの職員でもそれができる人がいるわけですから、そういうものが当たり前のように若い、胎教のときから、それから育つ段階でいけば、月曜日はポルトガル語がしゃべられている、火曜日は英語が、そういうスタッフがアルバイトのように大勢いて、言葉に平気でなれられるような場所があってもいいんじゃないかななんて思うんですね。そういう要するに売り、ここしかない、だから人が集まってくる。医療費でも、中学校まで免除したことによって、かなりの人たちがよその市から移り住んでいらっしゃったというふうに分かれます。

こういう教育に特化した何かのものがあつたら、必ず私は外から若い子連れの人、胎教をやりたい人たちっていらっしゃると思うんですけど、ぜひ検討していただきたいと思えます。

○子育て政策室長（高井美樹君） まずバイリンガルの教育という部分では、今年度の予算にも上がっておりますけど、南帷子小学校で英語コミュニケーションということで取り組み、それをさらにモデル校をふやしてやっていこうというのが予算立てで上がってしまっていて、そういったところがこちらの中でもコミュニケーション能力の向上ということで、英語というものになれ親しむ、プラス自分をそういったもので表現するコミュニケーション向上というものをつけ加えてやっていこうという政策的な考え方がございます。

あと、施設の中につきましては、駅の西側には、可児市は全国的にも非常に注目されている可児市多文化共生センターフレビアという施設がございまして、ここが可児市国際交流協会の皆さんによって運営されています。あそこへ行くとタガログ語やポルトガル語や、そういったものが飛び交っているというところで、そういった意味では、今度自由通路ができますと、大体200メートル圏内になりますので、その辺は一緒にお互いが近くということもあって、機能的に連携し合いながらやれるような仕組みというのは十分考えられるかなというふうに考えます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

○副委員長（板津博之君） 私も現役の子育て世代でございますので、本当に駅前拠点というのは、先ほどの説明の中でもありましたけど、この10万都市可児の玄関口として提案があったわけですが、今後の予定の部分で、平成26年度に基本設計をやられて、平成27年度にパブリックコメントで市民への公表と意見募集というふうな流れになるということなんですが、いわゆるそのパブリックコメントの部分で一体どこまでを採用してというか、恐らく基本設

計というのはほぼ、かなりな詳細までのものが上がってくると思うんですが、パブリックコメントでじゃあ何をどこまで変えられるのか、いわゆる市民の意見がどこまで反映されたものにできるのかという部分を、今の段階ではなかなか難しいかもしれませんが、わかっている範囲で教えてください。

- 子育て政策室長（高井美樹君） 予算決算委員会でも御説明しましたとおり、一番大切なのは、ここにあります施設の基本設計、基本コンセプトをつくり上げていく。これはきょう申し上げましたとおり、いろいろな団体の方とか、そういったことのワークショップとか、意見交換の中からイメージを統一してつくっていかうというふうに考えております。それをもとに基本設計というのができるわけなんですけど、どうしても私どもはパブリックコメントの要綱の中に基本設計をつくり、今回ですと、例えば保健センターの機能を移動する、組織を移動するという場合は、パブリックコメントをとるという要綱になっております。その中で、これは当然位置づけてやっていきますけど、その中でいろいろな意見が出てきたものを一つでも全体のバランスですね、これはやはり専門家の視点が入ってきますので、そういった方の視点を入れながら必要なものは取り入れていくということになるかなと思います。
- 副委員長（板津博之君） そうすると、もちろん大幅な変更はないけれども、付加的な要素として、そのパブリックコメントで上がってきたものを追加するというようなイメージでよろしいですか。

○子育て政策室長（高井美樹君） いわゆる構想部分にかかわる部分ではないところの変更というのは、専門家の視点がそれを認めれば、必要なものは必要なものとしてやっていくということになるかと思えます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 22ページに駅周辺の公共施設、公共用地分布状況表というのがありますが、どの程度の意味合いでここに書かれているかはわかりませんが、まだ十分承知していません。市役所までの約600メートルを半円形にして、その周辺にあるよということ。周辺だけど、周辺の概念をどうとるかはあるんでしょうけど、要するに、くれよんと子育て・生涯関連の施設については、多分はかると1キロ前後ですよ。せっかく下、地図が余っているし、下にちょっとずらしてもらって、このこども発達支援センターくれよんも落とさずに入れたほうが検討の中身としては豊かになるし、大事だと思うんです。こども発達支援センターくれよんのような施設をこっちへ持ってこないのかという議論が、実は地域の中にはあって、具体的に私言われたんです。今度は作業所というか、授産所というか、その手の類いはできるんでしょうと言われたけど、いやそういうふうにはまだ聞いていませんけどという話をすると、あれ、そういうふうじゃないのというふうには、ある特定の地元の人から聞きました。だから、今あるこども発達支援センターくれよんをどういうふうにして、どう有機的に結んでいくかというのは課題としてあるんでしょうけど、それも含めて市役所を含めたこの周辺の中に位置づいている関係であるということで、きちっと位置を、ポイントを押さえといていただいたほうがいいと思うんですが、それはどう思いますか。

○子育て政策室長（高井美樹君） 600メートルでも市役所はちょっと外れているというふうになっていますけど、こども発達支援センターくれよんについては、今回この表示することについては、子育て、特に切れ目ない支援という部分では非常に大きな役割を果たす機能になっていますので、それをここの分布図の中に入れて表現をする、一つの議論の土台としてしていくということは必要だと思っています。

今までのいろんな経過の中で、ある程度のものを集約するというのは当然必要で、それが機能するというの新しい魅力と価値を生むというところではありますが、結構な、やはり施設の規模とかそういった問題もあるので、それはこれからの議論の中で整理していくことになってくるかなというふうに考えます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時37分

○委員長（山田喜弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項5. 地方税法等の一部を改正する法律案の概要についてを議題とします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○税務課長（林 良治君） それでは、地方税法の一部改正の法律案につきまして御説明申し上げます。

これにつきましては、平成26年度の税制改正が昨年12月24日に閣議決定されまして、そのうちの地方税関係部分につきまして、ここにあります地方税法等の一部を改正する法律案としまして平成26年2月7日に国会に提出されまして、平成26年2月28日には衆議院を通過いたしました。現在参議院で審議中でございます。これにつきまして、今回の法律案には、一部に平成26年4月1日から施行となるというものがありますので、今後の国会の審議状況にもよりますが、例年の流れで申し上げますと、この法律案の成立が年度末となりまして、税条例等の一部改正について平成26年3月31日専決とさせていただく部分もあり得ますので、この法律案の関係部分について概要を御説明申し上げます。

資料6のほうをよろしく願いいたします。

まず車体課税についてでございますが、まず自動車取得税について記載されておりますけれども、この税は県税でございますので、市税条例の改正に関しては影響ありませんので、説明は割愛させていただきます。

また、次の自動車税につきましても県税でございますので、これも割愛させていただきます。

そして、その下の軽自動車税ですが、これは御存じのとおり市税でございますので、これについて税率の引き上げが予定されております。

この資料の下のほうの部分の記述、あるいは1枚めくっていただいて3ページ目に当たるところに別紙というのがあります、この下段のほうに軽自動車税の件が載っておりますが、こういったところを見ておわかりいただけるとおり、税率の引き上げの時期とか引き上げの幅・率などについては、車種によってかなり異なっております。いろいろある状況でございます。時期の早いものと原付とか二輪車等が平成27年度分から引き上げというのが一番早いかと思います。

市民の方への影響としましては、当市の場合、軽自動車税の税収の実に80%以上は四輪の自家用乗用車の税収でございます。したがって、この車種の税率の引き上げの影響が一番大きいかと思われませんが、この四輪の自家用乗用車につきましては、この資料にありますように、現行は年額7,200円ですが、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車から、わかりやすく言えば、この日以降に新車登録された車から新税率であります年額1万800円の適用を受けることとなります。軽自動車税の課税対象となりますのは、毎年度4月1日に所有されている方ということとなりますので、この車種の新規登録された車で、実際に新税率で課税となりますのは、実質的には平成28年度以降という形となります。軽自動車税については、以上といたします。

続きまして、1枚めくっていただいて、2ページに行きたいと思っております。

ここには、2の地方法人課税として、地方法人課税の偏在是正のための措置と記載されておりますが、これについて説明いたします。

少し細かくなりますが、消費税のことが入っておりますので、消費税の話を絡めましてお話しさせていただきます。

ここで言う地方法人課税と申すのは、具体的には法人都道府県民税、そして法人市町村民税、そしてもう1つ、県税のほうにあります法人事業税のことでございますが、これら法人に係る税の税収と申すのは、法人が現実としまして大都市圏に集中しておりますので、地域間でかなりの偏在性がございます。

平成24年度の決算額におけます都道府県単位で人口1人当たりのこれらの地方法人課税の税収という額を比べてみますと、一番多い東京都、それから一番少ないのは奈良県なんですが、比べると5.7倍の差がございます。そしてもう1つ、一般に言われております消費税の中の一部であります地方消費税についても、やはり地域によって偏在性がございます。地方消費税は、そのかなりの部分が消費に関する統計の数値によって国から各都道府県に分配されている形になっておりますので、どうしても消費の量が多い大都市圏に多額に配分されます。先ほどと同じように、人口1人当たりの税額を都道府県単位で比べますと、一番多い東京都と、こちらの一番少ない沖縄県と比べますと、1.8倍ほどの差がございます。そして、こうした偏在が現状としてある中で、この4月から消費税の税率が変わる。当然ながら地方消費税の税率も変わりまして、1.0%から1.7%に上がっていきます。したがって、これによりまして、大都市圏と地域との地方消費税の収入金額の差がさらに広がると、金額の差が広がるということになりまして、地域における税収の偏在がより強まってしまうという状況に

なってまいります。

このために、この資料の2ページ目にありますように、こうした偏在を是正するためということで、この地方消費税を含めた消費税の税率が8%になる時期に、より地域の偏在性が強い法人都道府県民税と法人市町村民税の税率を引き下げまして、その引き下げた分の相当分を国税として新たに創設されます地方法人税の収入といたします。そして、国のほうへ入れてしまいまして、それを直接地方交付税の会計に繰り入れてしまうと。そして、交付税の中で交付団体だけに、つまり財政力の比較的弱い団体のみに交付するという形にするということで、言ってみれば、国による財源の再配分を行うということになります。

可児市の場合は、法人市民税の法人税割の税率は標準税率を採用しておりますので、ここに出ておりますけれども、12.3%から9.7%に引き下がることになる見込みでございます。そのために、可児市の法人税の税収は、今後かなり減少するという形になります。過去3年の法人市民税の税収額で推計いたしますと、年間1億円から1億5,000万円ほどは法人税額は年によってかなり額が変わるんですが、過去3年で見ると1億円から1億5,000万円ほど減少することになりますが、可児市は地方交付税の交付団体でありますので、地方交付税としての収入は、今後増加する見込みでございます。

なお、この法人市民税の改正税率は、平成26年10月1日以降に開始される事業年度から適用というふうになっておりますので、市の法人市民税の収入に、実際に減少の影響が出てきますのは、その該当する事業年度の決算が出てくることとなります平成27年度の後半以降に減少の影響が出てくるだろうと見込まれます。

それから、細かいことですが、このページの上から9行目ほどにあります地方法人特別税というのが○の2つ目のところにありますけれども、これについて少し説明しますと、これも国税でありまして、その内容としては、先ほどちょっと申し上げましたが、都道府県が課税している法人事業税が、地域による偏在性がやはり強いということで、平成20年度からこの地方法人特別税というものを国のほうがつくりまして、従来の法人事業税の一部を国税として徴収しまして、それを一定の基準によって、また各都道府県に再配分しているというものでございまして、その内容が今回創設されます地方法人税とかなり近いと、結局再配分するという形とほぼ一緒ということで、地方法人特別税のほうは規模を3分の1縮小しまして、その減らした分はもとの法人事業税に戻すということがここでうたわれております。2番については、以上の説明でございます。

続いて、3の復興支援のための税制上の措置でございますが、これは東日本大震災におけます被害を受けた土地についての話ということで、可児市は対象外でございますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、4の主な税負担軽減措置について御説明申し上げます。

これについての改正でございますが、これらについては、原則平成26年4月1日から施行となるということでございます。

まず新築住宅の固定資産税の税額の減額措置についてですけれども、新築住宅につきまし

て、一定の住宅については建築後3年間、120平米分を限度として固定資産税を2分の1減額するという措置でございまして、現在も実施しております軽減措置ですが、これについて現行の法制上では、対象となる住宅は平成26年3月31日、ほとんどすぐですけれども、3月31日までに新築されたものというふうになっております。これについて、この対象期限を2年間延長すると、平成28年3月31日までに新築されたものも対象とするということで、軽減の延長ということでございます。

続きまして、次の耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設、新たに制度をつくるということでございますが、これは耐震改修を促進する支援策ということで、新たに行うものでございます。これは、平成26年4月1日から3年後の平成29年3月31日までに一定の耐震改修を行われて、それが強度その他、一定の基準に適合するということが証明された場合には、改修完了後、2年度分の固定資産税につきまして、対象の建築物の税額を最高2分の1減額するという制度ができるというものでございます。

そして、次の項目でございまして、これは国家戦略特別区域法に基づく、これは特区に指定された場合にその地区の一部について特例措置に係るというものですが、差し当たり、当市はちょっと今のところ該当外でございまして、これについては説明を割愛させていただきます。

そして、その下ですが、公害防止施設設備に係る固定資産税の特例措置等について、わがまち特例を導入するというふうにされておりますが、これについては、公害防止のために設置されました一部の設備等、具体的には、汚水とか排水処理施設等が当たるんですが、現行上も固定資産税を軽減する特例率の適用は今もございまして、ですが、今まではその特例率が全国どこでも一緒でございました。これについて、平成26年4月1日以降については、各市町村が一定の割合の範囲内であれば、独自に適用率、軽減率を決めることができる、そういったわがまち特例の対象にするよと、条例で定めるようになるものでございます。

そして最後、その他でございまして、その他として航空機燃料譲与税の見直しについて記載がされておりますけれども、この税は空港関係の都道府県及び市町村に対してのものでございまして、当市は対象外でございまして、説明は割愛させていただきます。

以上、概略を簡単に申し上げましたが、また準則等が国からおりてまいりましたら改めて詳細にお話し申し上げますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 税務課長でわかるかどうか、わからなかったらいいですが、地方消費税のさっき説明しました。8%段階において地方分が1.7%になるという御説明がありました。つまり現行よりは0.7%ふえるということですが、物の本によると、経過措置で平成26年度はどうなるんでしょうかね、0.2%、つまり0.5%分についてはもらえないという話があるやに聞いておりますが、そのような話は確定的な話でしょうか、事実でしょうか。知っている範囲で結構です。ちょっと教えてください。

○税務課長（林 良治君） 直接的には、私も担当外なので詳しくはないのですが、きっかり

0.5%少ないのかどうかというのはわかりませんが、これについては統計等の数字が出てからくるということで、タイムラグがあるということで、なかなか完全には、すぐには来ないと。ですから、1.0%から1.7%になったからすぐ7割分余分に来るものではないということを財政担当の者から聞いたことがございます。その件とリンクするのかどうかは、ちょっと詳しくはわかりませんが、どちらにしてもすぐにはぼんと上がるものではないというふうに聞きました。済みません、そのぐらいしかわかりません。

○委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありますか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

その他を議題といたします。

何かありましたら御発言をお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

ないようでしたら、これで終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

これで総務企画委員会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時55分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月11日

可児市総務企画委員会委員長